

令和2年12月定例会  
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年12月2日(水)
会 議 場 所	市役所 5階議場
開 会 日 時	令和2年12月2日(水) 午前9時04分
閉 会 日 時	令和2年12月2日(水) 午後4時59分
委 員 長	金 澤 孝太郎
委員会出席委員	
委 員 長	金 澤 孝太郎
副 委 員 長	坂 本 国 広
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 坂 本 晃 潮 田 幸 子 加 藤 英 樹
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 9 1 号	鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 2 号	鴻巣市章及び鴻巣市シンボルマークの廃止並びに鴻巣市章の制定について	原案可決
第 9 3 号	「花と緑の都市宣言」について	原案可決
第102号	令和2年度鴻巣市一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 根岸 孝行  
市長政策室副室長 佐々木紀演  
市長政策室参事兼  
総合政策課長 武田 昌行  
秘書課長 小林 勝

(総務部)

総務部長 榎本 智  
総務部副部長 藤崎 秀也  
総務課長 國島 清文  
職員課長 関根 正  
契約検査課長 堀 岳夫  
情報システム課長 野口 高志  
やさしさ支援課長 小川 裕子

(財務部)

財務部長 田口 義久  
財務部副部長 岩間 則夫  
財政課長 鈴木 誠司  
財務部参事兼  
資産管理課長 五十嵐 剛  
資産管理課副参事 山岸 晃  
資産管理課副参事 秋元 宏康  
財務部参事兼税務課長 谷 広明  
財務部副部長兼  
収税対策課長 関根 則男  
会計管理者 大塚 泰史  
参事兼会計課長 高子 英江  
監査委員事務局長 関根 和俊  
吹上支所長 細野 兼弘  
川里支所長 山縣 一公

書記 小野田直人  
書記 中島 達也

(開会 午前9時04分)

(委員長) それでは、ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。中野昭委員と坂本晃委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託された案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第91号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例、議案第92号 鴻巣市章及び鴻巣市シンボルマークの廃止並びに鴻巣市章の制定について、議案第93号 「花と緑の都市宣言」について、議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)のうち本委員会に付託された部分の議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

初めに、議案について、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、内容についてよく整理をしていただき、補正予算については、予算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いしたいと思います。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは初めに、議案第91号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第91号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案資料の組織図案を御覧いただきたいと思います。今回の改正は、上

下水道部の設置と危機管理課の独立の2点となります。市長政策室の下の危機管理監、危機管理課、こちらが市民生活部から独立しております。それと、下のほう、都市建設部の下、上下水道部、経營業務課、水道課、下水道課、こちらの部分が改正点となります。

まず、上下水道部の設置ですが、上下水道事業については令和6年度から農業集落排水事業を公営企業会計とする予定であることから、上下水道の連携をより一層強化し、両課で共通している業務の一本化、統合による経営コストの縮減等を図り、また部署の配置を並べることで市民サービスの向上を目指すものでございます。

次に、危機管理課の独立についてですが、いつ起こるともしれない地震や年々大型化する台風、世界的に流行し、予断を許さない状況が続いている新型コロナウイルス感染症など、様々な危機事案に対し、柔軟かつ迅速に対応できるように、部や室から独立した組織とするものです。

あわせて、危機管理監の配置により会議の開催、部署間調整、広報対応等、業務の円滑を図ることを予定しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(加藤) それでは、私から1点お伺いさせていただきます。

このことにつきましては、市長の直近の組織として危機管理監の設置ということで、これ議案の質疑でのときに災害時に一元的に迅速な対応がという趣旨の話をいただいたと記憶しております。

ここで質問なのですが、部長級か副部長級を考えているのですというお話だったので、一般的に何々級ということで、そこに付与される職務権限あるいは事務決裁上の権限によってある程度迅速さとか一元的に処理できる差異が生じてくるのではないかなと思います。それで、この組織をつくっていくという案に対して、他でもこういった先進事例あるかもしれませんが、この一元性、迅速性をなるべく担保していこうという中で、この辺のところの権限付与はどんなことをお考えになっているか、今分かる範囲でお伺いしたいと思います。

以上、1点です。

（市長政策室参事兼総合政策課長）危機管理監の配置についてですが、埼玉県内では現在7市、戸田市、朝霞市、入間市、三郷市、和光市、川越市、飯能市、この7市で危機管理監を配置しておりますが、これらの市において危機管理監の職務については、市長の命を受け、消防、防災、危機管理に関する事務を処理するとともに、当該事務を処理するため、危機管理課に所属する職員を指揮、監督することとなっております。本市においても他市と同様な職務を想定しており、他の部長への情報共有や指示、依頼事項など、スムーズに伝達することができる部長級もしくは副部長級の配置を予定しております。権限付与の範囲につきましては、先進事例等を今後は参考にしていきたいと思っております。

（加藤）イメージはそういう感じなのかなというふうに思いましたが、これは危機管理ですから、その中での災害というところにスポットを当てますと、時間との闘いの要素もあります。そういう意味では、他の部局に提供している権限とタイムスケジュール非常にタイトな状況の中で判断しなくてはいけないということも踏まえた権限の付与というイメージをお持ちなのか、最後お聞きしたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）実際に新体制で運用してみて、その上で権限の付与の範囲については他市の事例を参考に、そういった拡大する等も含めて考慮はしていきたいというふうに思っております。

（潮田）今回新たにこの年度の途中にこういう話が出てきてというのが一つびっくりであったのですけれども、現在の体制の課題が何なのか、先ほど少し説明ではありましたが、もうちょっと詳しく言っていたきたいかなというふうに思っております。

あと、従来の危機管理課と何がどういうふうになるのかというのがよく分からなくております。そういった中に業務内容の違いもあるでしょうし、専門監の配置につきましても先ほど他の市町村が入っているというのが答弁でありました。私も和光の防災訓練に行きましたときに、向こうの管理監の方ともお話をさせていただきました。やはりその方は自衛隊出身だというふうにお聞きしているのですけれども、危機管理に対

する視点がやはりすごく違うなというふうに感じてまいりました。そういった専門監の、今すぐ配置というのはないのかもしれないですけども、今後のことです。今後そういったことを考えているのか、また職員体制の拡充などがあるのかということをお伺いしたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在の体制についての課題ということですけども、現在市民生活部ということで危機管理課は所属しております。市民生活部については、他の課に係る事務も所管し、対応しておりますので、危機事案が発生したときには、やはり独立することでその危機管理という本事務に特化した対応が可能で、危機事案に対して迅速、的確に対処できる体制が整うものと考えております。

次に、専門監の配置については、先ほど委員がおっしゃられた和光市の例が挙げられましたけれども、そのほか朝霞市、入間市も自衛官のOBを配置しているということですので、今後運用していく中で課題等を出して、そういった部分も採用も含めて今後は検討を進めていきたいと思っております。

（潮田）今、すみません、答弁漏れで、職員体制の拡充とかはあるのかというのを聞きました。

（市長政策室参事兼総合政策課長）拡充につきましては、危機管理監を独立した上で、危機管理監というものを、危機管理監を新たに配置しますので、その部分が拡充になるかというふうに思います。

（潮田）分かりました。基本的にだから、その危機管理監以外には大きく変わらないという、職員体制は変わらないということの説明だと思います。

一番最初の説明の中で、課長のほうからの説明の中で、柔軟に対応するという言葉がございました。今の危機管理、先ほどの当初の説明も含めてですけども、どうしても災害があったらというところになるかと思うのですけれども、日常の中での危機管理という意味で、日常の中でいつ災害が起きるか分かりませんから、柔軟にというところには、例えば今鴻巣市の危機管理を見ますと、どうしても健常者を対象にしているかな。障がい者とかという部分がなかなか、全体からいったらマイノリテ

ィーでございますので、あまり注目をされていなくて、災害時の障がい者の部分とかというのが、障がい担当なのか、危機管理が担当なのかというのが難しい部分があったりするのですけれども、そういったような今回組織を変えることで、そういった柔軟にという先ほど説明がありましたけれども、そういったメリットがあるというふうに考えてよいのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）危機管理監を部長級、副部長級でトップとした体制としますので、部署間の調整についても業務の円滑化が図れるものと考えております。

（潮田）最後に、もう一回確認です。今回組織を変えることで一番のメリットはどのようなふうに考えているのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）メリットにつきましては、やはり今まで地震とか台風、そういったものが中心でありましたけれども、現在の状況は新型コロナウイルス感染症に係る対応等もでございますので、あらゆる危機を一元的に総括管理していくという部分で迅速、的確に危機事案に対処できる体制となると、副市長直下ということでそういった体制が組めるものと考えております。

（中野）今議論になっているところから先やりますけれども、危機管理について前任者の質問で大体理解ができるのですが、要はこの権限付与について先ほど前任者からありましたが、今後専門監を置く、危機管理監ですか。この危機管理監の方、専門監の方に危機に関しての権限を一切付与するというような理解でいいのかどうか。というのは、つまり今市民生活部の中にありますよね、危機管理課というのが。そこに職員の皆さんいるけれども、その職員についてはあまり私は異動がないような気がしているのです。そういう点では、新たに専門監を置くというわけですが、専門監を置く以上はその専門監の方に危機に対する権限を一切付与するという位置づけなのかどうかお聞きしたいと。

あともう一ついい。同じ関係、一問一答でいいのかな。

（一問一答の声あり）

（中野）では、それだけ聞きます。



（市長政策室参事兼総合政策課長）権限を付与という部分では、仮に専門監を危機管理監に配属するという事になれば、危機管理監が本部長である市長に代わって指揮、監督を取ることになるかなと思います。その上で専門監につきましては、必ずしもやはり市職員としての経験というものも危機管理監必要になってくる部分もあると思いますので、今後運用していく中で他の事例とかも考慮しながら、研究しながら判断のほうはしていきたいと思います。

（中野）ということは、今の専門監については、先ほどの答弁の中で職員経験も必要だという答弁の内容があったということは、職員からそこに上がってくるということなのか、あるいは他市がやっているように外部から言わば来ていただくという形なのか、その辺どっちを考えているのか。職員の経験があるということの一つ言われると、では職員ではなければ駄目だというような、あるいは職員OBではなければ駄目だとかというふうに思うのだけれども、それはどっちなのか。

（市長政策室副室長）先ほどの答弁なのですけれども、委員さんは対策本部等ができた場合、市長に代わって危機管理監がトップになるのかと、そういうご質問かと思うのですが、その場合はあくまでも災害対策室の場合のトップというのは本部長、市長になると思いますので、対策会議等、そういったものについては危機管理監がやはりトップになって会議の運営等はすると思いますが、本部設置になった場合にはあくまでも市長がやはりトップということは間違いのない、そこは変わらないということです。そのところをご了承いただければと思います。

以上です。

（市長政策室参事兼総合政策課長）危機管理監の配置については、現在のところは現在の職員を充てるということで考えております。

（中野）今ちょっと聞こえたのだけれども、自衛隊の職員って聞こえたのだけれども、市の職員。

（市長政策室参事兼総合政策課長）市の職員になります。

（中野）だとすれば、少なくとも今まで市民生活部にあった危機管理課とどこが違うのか、ちょっとそう言われるとまた理解が非常にしにくく

なってくるのです。もともと市民生活課の中に今言った危機管理課があるわけだから、その陣容が今言ったように、つまり市の職員が管理監に当たるということになれば、では今までとどう違うのかというところがいまいちちょっと分からないのですが、どうなのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほども答弁させていただきましたけれども、現在の市民生活部においては他に係る事務というものも所管しておりますので、やはり独立して危機管理課単独になるということであれば、当然危機事案に対して迅速に的確に今まで以上に対処できるというふうに考えております。

（中野）そうすると、最初私通告したのは、前任者の答弁分かったのですが、要するに指揮命令だとか、情報伝達だとか、そういうものの改善が図れて、初期対応が迅速にされるのではないかと私は思って、そのことを聞こうと思ったけれども、前任者の質問等でその辺がだんだんはつきりしてきたので、あえてしなかったのですけれども。そうすると、今の総合政策課長の答弁から受けると、今後この危機管理課に配置される、今の人がそのままであればそこはいいのだけれども、一切の仕事はもうこれに専念すると、危機管理に、というふうに受け取れるのですが、他の仕事は一切しないと、危機管理に専念するというふうに、総合政策課長の答弁からすると私はそのように受け止めたのですけれども、それでいいのかどうか。でなければ、今までとどこが違うか分からないから。

（市長政策室参事兼総合政策課長）危機管理監に関しましては、危機管理課の事務に特化した対応という形になります。

（中野）今私が聞いているのは、危機管理監はそれでいいのだよ。そうではなくて、危機管理課に配置された職員、この職員についても今までと違うというのであれば、市民生活部の中にある危機管理課とは違うのだということになれば、もうこれから365日、土日休みだけれども、その間日常の仕事は一切危機管理に関する仕事しかやらないということではないのかということを知っているわけ。職員ですよ。危機管理監ではないですよ。

（市長政策室副室長）まず、危機管理課の業務というのは、基本的には

変わらないというふうに考えております。その中で例えばなのですけれども、この新型コロナの関係で、この場合今部をまたいで対応している。それを今回危機管理課が独立して危機管理監を配置することによって、そういう部をまたいだ災害といいますか、そういったものにもここが一元的に管理するという、管理できるという、そういうことを想定しております。

以上でございます。

（中野）大体理解が進んできたわけでありますが、この組織変更が出てきた背景というのは、やっぱり昨年台風19号、この対応の反省、それからもう一つはコロナ禍という、こういうもののことが背景にあって今回組織変更したというふうに理解をしいのか。もう一度言いますが、昨年台風19号の対応に対する反省と、それからもう一つはコロナ禍における、そうしたものを踏まえてこうした組織変更を図るということで行ったのかについて、この件について最後伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）委員のおっしゃるとおり、台風も大型化してきておりまして、水害も想定範囲を超えてきておりますので、そういった部分と、あとはもう世界的に流行して、今も先行きが見えない状況のコロナ、こういった状況を踏まえて今回の組織体制というのを行うことを提案させていただいております。

（中野）分かりました。

それでは次、同じ議案第91号の中でもう一つ、条例改正の中で今度は上下水道部ということが出ております。これは、一昨日の本会議並びに今の議案説明の中で令和6年度から農業集落排水事業が公営企業会計になるというようなことを言われて、がゆえに昇格するのだという説明がありましたけれども、改めて部に昇格しなければならないと、ほかに何か理由があるのかについて伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今回の農業集落排水事業の公営企業化、この公営企業化を契機に両課で共通している業務の一本化、それから類似業務の統合、例えば会計システムの統一化とか、そういった部分で経営コスト削減を図る、また配置を並べることで一層の特に経理部門

なんかは連携強化を図る、そういうことでサービスの向上も図っていき  
たいということで上下水道部を新設する提案をさせてもらっています。

（中野）今の答弁で、総合政策課長の答弁で暗に分かるのですが、これ  
今現在の組織機構は変えてからまだ私の記憶だと2年ぐらいかな、機構  
改革してから。そういう機構改革した中で、今の総合政策課長が言われ  
たことが果たしてそうなのかと。例えば先ほどの危機管理監をするとい  
うのは、少なくとも今年の台風19号だとか、あるいはコロナ禍だとかい  
うようなことがあって、それでこういうふうに変えたほうがよかろうと、  
市民のためにもということとは理解したのだけれども、こっちのほうは僅  
か機構改革して2年ぐらいで改めてこの上下水道部するというようなこ  
とについて、しかも令和6年度から農業排水集落が公営企業会計になる  
と。逆に言うと、この農業集落排水の公営企業化というのは、執行部が  
実際に分かったものどのぐらいなのですか。2年前だったとしたら機構  
改革、そんなこと分かっているのだから、これは理由にならないから、  
それはどうなのですか。

（市長政策室副室長）まず、組織の変更といいますか、そういったもの  
につきましては、やはり常に、委員さんおっしゃられたように確かに2  
年前に大きな変更がありました。2年しかたっていないというご意見あ  
るかと思いますが、やはり組織の在り方については常日頃から課題等を  
検討しまして、なるべく迅速にとといいますか、その都度その都度やはり  
やっていくものなのかなというふうに思っております。

それと、農業集落排水の公営企業化の関係ですけれども、前回平成31年  
度に組織改正をしました。その農集の国からの通知というのが平成31年  
の1月に通知が来ております。なので、そのときにはもう12月議会で組  
織改正の変更の議案議決いただいた後、その後国からその通知が来てお  
りますので、そのところは前回の変更後にあったということで認識し  
ております。

以上です。

（中野）先ほど私2年って言いましたけれども、2年目に入るとい  
うことで、厳密に言うと平成31年4月1日から施行しているのです、今の組

組織機構。そういう点では、実質は1年とちょっとしかたっていないという点で、先ほど2年と言ったのは私の記憶の違いなので、そこはちょっと訂正させていただきたいのですけれども、平成31年の4月1日から今の組織機構にしたということですから、そういう点では1年半ぐらいですか、という中で、今市長政策室副室長が言ったように、農業集落排水の公営企業化については平成31年の1月でしたっけ、国から通達が来たということで、既にそのときはその前の12月議会でこの組織機構のあれが可決されているのでというようなことがありましたので、これについてはこれ以上質問しない。分かりました。

以上です。

(竹田) すみません。今中野委員が伺っておりました行政組織条例の改正がどういうテンポで行われているかというふうに私も調べてみましたら、先ほどおっしゃったのが平成31年4月1日からやって、その前が平成27年の4月1日で、その前が平成23年、21年、18年、17年、16年、15年と、本当に短いスパンの間に行われていると。それは、先ほど副室長がおっしゃいましたけれども、迅速に対応するというふうにおっしゃっていましたが、逆に言えば迅速に対応するあまりに二、三年に一遍変えざるを得ない組織改革になっているのではないかというふうに私は受け止めるのです。そのいい例がこの間核兵器禁止条約の付託する先が十分認識されていなくて、政策総務に行ったけれども、違ったよと、市民環境だったよというふうになんか言われたこともあって、十分職員が認識できない間にいろいろな組織が改正されているということはちょっといかなものかなというふうに私は考えますが、この間の行政組織の変更に伴う検証と、それから現場から上がってきている声というのはどんなものがあるか、まず伺います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 今年度担当部署に対してヒアリングを実施しております、その中で現状の組織、部署事務における課題、今後の方針などを確認、検証した上で、今回大きく情勢が変化しつつある危機管理課の独立、それから上下水道部の新設に至っております。

(竹田) ということは、今、今回の組織条例の改正の大きな2つの要因

になったというのは分かったのですが、ほかはなかったのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ほかについても意見等を確認しましたが、大きく課題等発生しているわけではないので、ほかについては現体制でいくという形にしております。

（竹田）分かりました。

それで、平成31年4月1日から施行された都市建設部の網羅する範囲がすごく大きくて、私は部長さんはすごく大変ですねというふうに申し上げたことがあったのです。今までは都市整備部と建設部という2つに分かれていたものを一緒くたにやって、今回上下水道部になりますけれども、その間本当に今まで2つに分かれていた部を1つにしてしまったのは昨年ですよ。の組織改革の中で都市建設部にしたということを見れば、私はもっともっと現場の意見を聞いて行っていくべきではないかということと、それから会計規程がありますよね。会計規程との関係で分かれる、付託される案件なんかも毎回毎回変えて細かくやらなければいけないという点から見ると、会計規程との関係や、それから現場の声をもっとちゃんと聞いて、組織が安定的に運営できる、迅速に運用するのは職員が運用すればいいわけで、組織を変えたからといって、そこに迅速に対応できるというものではなくて、運用するのは人ですから、そういう考えがお持ちになれるかどうか、ちょっとお伺いしておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほど都市建設部のお話が出ましたけれども、都市建設部については現在確かに部署が7課ありまして、非常に大きな部となっております。ただ、特に都市整備部と建設部で分かれていたときと比較しまして、やはり都市計画課と道路課とが本当に連携が図りやすくなったといった部分も聞いております。今回、都市建設部からの意見として聞いているのは、やはり水道事業、下水道事業については、相談、申請等の窓口集約することで利用者の利便性が向上するだろうということと、あと上下水道の工事や維持管理のこの技術者の交流によっても技術の継承とか、また業務水準の向上を図れるという意見、それと災害時、事故時においても、そういった危機発生時の迅速な体制が確立されるということで、相互の応援体制を構築することで、より市

民サービス、市民の方に安心、安全を提供しやすくなる、そういった意見も聞いた中で、今回都市建設部から独立というか、分離して上下水道部の設置ということに至っております。

（竹田）危機管理課ですけれども、この第1条のところにはなくて、第1条の2に危機管理課を設けるというこの解釈でいいのかどうか、まずここから確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら第1条の第2項に、前項に規定する室及び部のほか、市長の権限に属する事務に分掌するため、危機管理課を置くというように規定しておりますので、この部分については2項で危機管理課については改正で設けております。

（竹田）分かりました。では、今ある条例に第1条（9）まであって、2項に危機管理課を加えるという解釈ですよ。

組織との関係でいうと、危機管理監という名称があるのですけれども、条例上には一切危機管理監が出てこないのですが、それは条例上との関係ではどうなのでしょう。

（市長政策室参事兼総合政策課長）危機管理監に関しましては、あくまでも職名になりますので、組織ではなく職名ですので、条例のほうには記載のほうはしてありません。

（竹田）では、部にしなかった、課で終わらせて部にした、だけれども権限とすれば部長か副部長級の権限にするというふうなことでは、組織上のこの条例上の問題と権限と課の関係ではどうなのでしょう。

（市長政策室副室長）まず、今課長のほうからも答弁させていただきましたけれども、危機管理監というのは、組織の部や室ではなくて、あくまでも職名という形で、組織図のほうにはそういった意味でいうと本来掲載しなくてもいい部分なのかなというところなのですが、分かりやすいようにここに配置するという形で職名を記載をさせていただいています。ですので、危機管理課というのは、部がなくて、直接市長、副市長の直下に置くということで、部には属さない、ストレートに課に危機管理課というのが存在するという解釈でご理解いただければと思います。以上です。

(竹田) 私は、今伺って理解しましたけれども、組織とか、それから条例というのは、一般の方が見たときに分かりやすくすることが必要でしょう。そうすると、例えばさっきの危機管理課といえば課長がやるというふうな、だから部長級や副部長級ではないというふうに一般市民は思うのです。私もそういうふう感じていたので、職名としては監なのだけれども、でも課長は部長級や副部長級の権限を持った人ですよということがこの監の説明ですよ。違うの。ちょっとそこ確認します。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 危機管理課長は危機管理課長で、その上に、この組織図の配置のとおり、部長の欄のところに危機管理監を配置しておりますので、あくまでも課長ではなくて、危機管理監はその上に部長もしくは副部長級というような考えでいます。

(竹田) 私が申し上げているのは、これは組織図を見れば分かりますけれども、条例上の中ではそういうふうに受け取らない市民がいるでしょうというふうに私は申し上げているのです。皆さんの頭はこの組織図が入っているから、いわゆる職の部長級とか副部長級の監だというふうに組織図があるからそういうふうに思っているだけであって、この条例だけを見たときには危機管理課だから、課長級かなというふうに市民は思うのではないのということを申し上げているのですが、私の申したいことは伝わっていますか。

(市長政策室副室長) 今の委員さんのお話で危機管理課というのが分かりづらいというか、確かに危機管理監を逆にここに入れると部と勘違いしてしまうというか、そういうお考えというかですか、それとも……逆に今回危機管理監というのをあえてここに入れたのが、危機管理課だけにしてしまうと今言ったように課長しかいないのか、そういう逆にそちらのほうに見てしまう。ただ、あくまでも直下に危機管理課あるのですけれども、そこに危機管理課長とは別に危機管理監という部長、副部長級を置くという、そういうことを表現すべきというか、そちらのほうで分かりやすいかなということ、こちらのほうに職名ではありますけれども、危機管理監という部署を部の並びのところに入れさせていただいたということでご理解いただければと思います。



以上です。

（竹田）理解する能力がなくて申し訳ありません。私は、今組織図を見て申し上げているのではなくて、条例上の文言を見て申し上げているのです。普通の人には、例えば鴻巣の組織はどうなっているかって見たときに、インターネットでアクセスする場合は条例しか出てこないのです。組織図って出てこないのです。今議案の質疑で参考資料ですから、これあくまで。組織図は参考資料なのです。参考資料を見て皆さんはこのようなお説明をいただいていますけれども、条例上が一番きちっとしたものなのですよね。だから、その条例を見たときに、あっ、課長なのだというふうに受け止める人がいるのではないですかと申し上げたのです。だから、条例改正だから、条例の話で、ちょっと同じこの目線で見ただけでどうなのかということを知りやすくご説明いただきたいというお願いでございます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）確かにおっしゃるとおり、条例だけを見ますと危機管理監というのが出てこなくて、いきなり危機管理課ですので、そういった見方をする方も多いかと思うのですけれども、あくまでも市民に対しては、この組織図、こちらも活用してしっかりと周知をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

（竹田）危機管理課置くことそのものは私は反対ではないし、これからの時代は本当必要だというふうに考えますけれども、やはり市民に分かりやすく、市民目線で常に、だからどこかでホームページでやった場合に危機管理課ってやったらこういう組織図ですよというものも併せてアップしておいていただければいいかなというふうに思います。

先ほど専門性の部分でいろいろやると、例えば消防とか、あと防災とか、いろいろやって、今鴻巣では例えば県央広域から消防の職員が来てくださって、プロパー的な役割を果たしてくださっていますけれども、併せて今新型コロナという点でいうと保健師さんなどの配置も必要ではないかとか、それから危機管理の、先ほど他の委員もおっしゃっていましたが、障がい者対応の危機管理をどう構築していくかという点では、

例えばソーシャルワーカーとか、そういう人も含めた危機管理体制をどう構築していくか、対応策を構築していくかという点での専門性を持った人で組織されることも私は必要かなというふうに思いますが、その危機管理課に所属する職員の専門性を持った人の配置についてはどのようにお考えでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在のところは、自衛隊、消防のOB等、外部からの招聘をするということは予定しておりません。

（竹田）私は、外部ではなくて、内部の職員にも保健師さんがいたりとか、ソーシャルワーカーの方もいらっしゃるのですよね。そういう専門性を持った職員の配置はどうかということの質問です。

（市長政策室副室長）例えば保健師さんですとか、そういった連携というのは今までも部を超えて連携しております。この部分については今後同様に連携できるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

（竹田）分かりました。

ということは、危機管理課にはそういう人は置かないで、連携しているということによろしいですね。確認します。

（市長政策室副室長）先ほど課長が答弁したとおり、外部も今のところ予定ない、それと当然今連携できておりますので、そういった専門職を危機管理課のほうに配置する予定はございません。

以上です。

（竹田）では、今回条例改正の中にはないのですが、頂いた資料を見るとこども未来部と健康福祉部のところに点線があるのです。これは、あえてこれはどういうことを意味しているのか、ちょっと伺いたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こども未来部、健康福祉部から点線で福祉事務所という形で結んでありますけれども、こちらの件につきましては社会福祉法によって福祉事務所の設置、市役所内に設置することが義務づけられております。点線でくくられているこども応援課、子育て

て支援課、保育課、福祉課、障がい福祉課、この5課については、またその中の規則で定めております福祉事務所に必要な課についてということで定められておりますので、点線でくくりまして福祉事務所につなげた形になっております。

(竹田) ということは、福祉事務所長というのを置くことになりますよね。置くことになりますよね。ということは、今の健康福祉部とこども未来部の部長と福祉事務所長との関連というのですか、どのように行っているのか。

(市長政策室副室長) まず、ここの点線の部分というのは、今回の改正、委員さんおっしゃっているとおり、全然変わらず、今までどおりのものでございます。ただいまのご質問で事務所長との関係はということなのですけれども、こちらのほうは健康福祉部長のほうに兼務辞令という形で辞令を出させていただいています。

以上です。

(竹田) 分かります。その中で、みんな部長だけれども、福祉事務所長が一番権限を持つのですよね。国のいわゆる委託機関の福祉部長ですから、福祉事務所長ですから、そういう点からいうとこども未来部の部長と、それから健康福祉部という部の部長と権限の程度が福祉事務所長が権限を一ランク上にするというふうに私は理解しているのですが、その理解でよいかどうか確認します。

(委員長) 竹田委員に申し上げます。

今回の議案第91号については、ちょっと趣旨が違っておりました、あまり深く入っていくとほかの部署との質疑になると思いますので、概略等の質問で済ませていただければと思います。

今の質問できますか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時57分)



(開議 午前10時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長政策室副室長) 先ほどの福祉事務所長と健康福祉部長の関係でございませけれども、並列でありまして、それぞれの権限をもって行っております。

以上です。

(竹田) 分かりました。

ちょっと今度は上下水道のほうの件と含めてお聞きしたいと思いますのですが、先ほど上下水道部を独立させるということで農業集落排水事業を公営企業化しているということと連携した業務をやっているということで、その中のいわゆるプロパー的、専門的な役割を担ってやっていたというということもよく分かりました。そういう点からいうと、専門的な役割を担っていただいているというのは、上下水道だけではなくて、ほかの部署でもあると思うのですけれども、その専門性を生かした仕事に就きたいということも含めて、職員の異動希望とそれに見合った体制になっていくのか、今回の組織条例の改正によってなっていくのか確認します。

(職員課長) 職員の異動希望の件につきましては、職員課のほうからお答えをさせていただきます。

職員の異動希望につきましては、毎年4月に実施します定期の人事異動の実施に当たって前年の12月に自己申告書を提出していただいております。令和元年度の自己申告書に基づく異動希望とその結果についてでございますけれども、異動したい、どちらかといえば異動したいを合わせました異動を希望する職員が182人おきまして、異動した人が80人で、割合としましては44%、異動を希望しましたが、異動しなかった人というのが102人で、割合としては56%というふうな結果でございます。また、どちらかといえば異動したくないと異動したくないを合わせた異動を希望しない職員は301人おり、異動を希望しないが異動した人が58人で、割合としては19%、希望どおり異動しなかった人が243人で、割合としましては約81%という結果でございます。こうした異動の希望は取っているところでございませけれども、

ども、人事異動につきましては所属年数等を考慮しまして異動を行っております。本人の希望のほかに、次年度の各所属における課題の対応ですとか業務の進捗ですとか昇格等による所属の人員構成など、様々な要素を総合的に検討して配置を行っております。場合によっては希望に添えないということもございますけれども、職員課としましては各課の業務がスムーズに進むように適材適所を念頭に配置を行っているところでございます。

以上です。

（竹田）分かりました。

今回は危機管理課が独立して、上下水道になっていくわけですから、いろいろ異動も本人が希望しない場合でも全体の組織を見ながらやっていくわけですが、そういう点からいうとやっぱり所属年数が短くて異動する人もちょっと私も何人か、あ、あの人がまた異動になったというのはよく分かりますが、そうした場合の職員の研修というのは、誰が責任を持って、どのように行っていくのか。やはりそれは最終的には市民の皆さんの利益につながることなわけですので、その点をちょっと伺います。

（職員課長）職員の研修でございます。市では、人材育成基本方針の研修計画に基づきまして、階層別研修ですとか専門研修、希望する研修を選ぶ選択研修など、年間を通して実施をしております。職員の異動後の研修でございますけれども、毎年度4月に行う定期人事異動では、職員は今まで経験したところのあるところに異動するとは限りません。初めて経験する部署に異動することも多くあります。異動の際には、市の職員服務規程に基づきまして、後任の方に業務の引継ぎを行うこととなっておりますので、後任者は引継書に基づいて前任者から引継ぎを受けるほか、同じ所属の職員から指導を受けたりですとか関係資料を見て業務に取り組みながら経験を積み、新たな業務に対する習熟度を高めていきます。しかし、部署によっては業務に必要な知識を習得するために県が主催する初任者の研修に参加したり、民間の研修機関が実施をしている新任者を対象とした研修に参加をするため予算計上して、そういった研修に参加をしております。また、職員課におきましても、各課からの研修

参加人数の増員の要望等に対応するために予算措置をして各課の要望に対応しております。

以上です。

（竹田）分かりました。

そういう点からいうと、またこの機構改革というのですか、組織改革が頻繁に行われるということは、逆に言えばそこの中のついていくというか、それに合った研修を行うという点で非常に難しい、頑張っているのだなというのはよく分かりますが、例えば前任者と引き継ぐ場合、異動の内示って大体4日か5日前ですよ。内示があって、確定するのが4月1日ということでは、両者が異動になってしまった場合に、機関の前任者からきちっと引き継ぐと言えるような保証というのはどこにあるのでしょうか。

（職員課長）異動をそれぞれの方がされたというふうな場合でも、その期間内におきまして引継書の作成と適宜の引継ぎ、また新年度になってそれぞれ業務が始まった後も連絡を取りながら、またそれぞれの事案が発生したごとにそれは連絡を取りながら業務を進めていくというふうなことでございます。

（竹田）分かりました。

非常に頑張っているというのが分かりますが、そういう点からいうと例えば今696人かつ分限休業をしている人が7人と産休に入っている人たちを含めれば、その体制の中で期間内に終わらせるということが客観的にできるのかどうかちょっと私は疑問なのですが、その点はいかがなのでしょうか。

（職員課長）人事異動これまでも毎年実施をしてきております。職員につきましては、これまでの人事異動の内示の期間から実際の異動までの期間、それからそれぞれ配属された場所の業務等を見ながら引継ぎをこれまで行ってきておりますので、その点につきましては職員についても対応ができていくというふうに考えております。

以上です。

（竹田）対応ができていくというふうに課長さんは思っているかもしれ

ないけれども、でも現場は前任者の3年間やってきたことを例えば5日で覚えなければいけないわけですよ。それが本当に客観的に対応できていると言えるのかというふうに思ったときに、やはり先ほどの異動の期間の問題も含めて、本当に配慮ある異動というか、適切にやっていかなければ私はならないと思うのです。7人も分限休業しているという現実を見たときに、やはり全体的には心を病んでいる人が多いよというのは9月議会の中でも決算のときにもおっしゃっていましたよね。そういう点からいうと、やはり職員が本当に、今全体がストレスたまる時代ですけれども、職場環境をよくして、安心して働いて、住民の皆さんに喜んでもらえる仕事というのは、それはできませんと。例えばさっきの水道のもそうですし、何でもそうです。危機管理もそうですけれども、それはできませんというふうに市民に言うのが一番楽なのです。どうしたらできるようになるかといったら、考えて実現するためのプロセスについて考えなければいけないわけです。そういう点からいうと、やっぱり市民要望にどう応えた仕事をするかというほうが一層職員は一生懸命勉強し、やらなければいけない。できないって一言言ったら研究する必要も何もないわけだから、やっぱり市民の負託に応えた職員になるためには、適切な職員、分限休業も含めた、産休も含めた配置というのは重要かなと思いますが、その点どうか、最後お聞きしておきます。

（職員課長）各課の職員の配置につきましては、毎年度実施しております課長ヒアリング、部長ヒアリング等におきまして、次年度の各課の課題あるいは事業の進捗状況等を把握して、その住民のニーズであるとか、そういったものから出てくる事業というので、どこにどういった形で的人员を配置するかというのを検討して、住民サービスの低下を招かないように配置をしていきたいと考えております。

（坂本（晃））関連で幾つか聞きたいと思います。危機管理のほうですけれども、最初にこの議案についての説明の中で、危機管理で台風だとかウイルスの関係だとかというようなこと言ったのですけれども、その危機管理の範囲というのはどの辺までを想定しているのか、まずはそこを聞きたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）危機管理の範囲につきましては、地震、台風、水害をはじめとして、今回のコロナも含めてあらゆる危機のほうを対応していくというふうに考えています。

（坂本（晃））あらゆる中で戦争とか、そういうこともないことはないと思うのです。そこはないことを願っているのですけれども、でも先ほどの前任者の質疑の中で専門性を持った職員の配置はしないと、今は考えていないということだったのですけれども、やはりこの危機管理というのはいつどういうふうに起こるか分からない、だから危機管理課をもってすぐに対応できるような体制を取っておくのだということでは始まっていると思うのです。そういう中で、では何か起こったときに専門の分野の人を呼んできていろんなことを考えるのではなく、毎日それを考えているというのが危機管理課の仕事だと思うのです。そういうことを考えれば、もう既に次の人事にはそういうことを1人ずつでも入れていくという配置をしていくのが危機管理の能力を高めていくという一つの方法だと思うのです。そういうことは今後考えられないかどうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）台風とか地震、コロナに関しては、当然1部署で対応できるものではございませんので、危機管理課についてはもう平時から最悪の事態というのを想定して訓練などにより事前の対応を行いまして、災害時については当然危機管理課を中心に、今回設置する危機管理監が他部署に対しても指揮を執って、全庁を挙げて協体制で対応していきたいと思っていますので、人事に関しましても当然経験のあるというのでも検討していくことも必要かなというふうには考えております。

（坂本（国））危機管理課危機管理監のところでは伺います。災害時における危機管理課のリーダーシップを期待しています。それで、先ほど危機管理監は対策会議のトップになるということで、さらに職員から充てるというような答弁もございました。ですから、その職務というのはやはり副部長級ではなくて部長級、さらに部長経験者であったほうがいいのかなというふうに思ったのですが、どうか伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）おっしゃるとおり、やはり部局間調



整とかという部分も含めると、組織図のとおり部長級もしくは副部長級ということで考えています。人事のこと、今の段階では予定しているという答弁でさせていただきたいと思います。

(坂本(国)) もう一つ、危機管理監という位置があって、平時の立場と災害時の立場というのは、先ほど対策会議のトップということで、そこで違うのかもしれないのですが、平時のときと災害時のときの違いというのをつけるみたいな形なのか伺います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 先ほどもちょっと答弁させていただいたのですが、平時については訓練などにより事前対応を行う、危機管理課の職員に対して指示をして事前対応を行うと。災害時には、あらゆる危機に対して一元的に総括、調整ということで、危機管理監を中心に対策会議等を通じて迅速な危機事案に対して対処していくというような立場ということで考えております。

(委員長) ほかにございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第91号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

それでは、次行きます。次に、議案第92号 鴻巣市章及び鴻巣市シンボ

ルマークの廃止並びに鴻巣市章の制定について、執行部の説明を求めます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）それでは続きまして、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第92号 鴻巣市章及び鴻巣市シンボルマークの廃止並びに鴻巣市章の制定についてご説明いたします。

合併15周年、また新市建設計画の最終年度となる節目の年を迎え、これから本市のさらなる発展に向けてシンボルマークを新たな市章として制定するものでございます。現在のシンボルマークは、合併後の平成18年10月1日に新鴻巣市の一体性の確立と市民の心の統合の象徴として制定されたもので、市民に広く使用されております。厳しいコロナ禍の中、このシンボルマークが持つメッセージを改めて市民が共有し、心を一つに輝く未来への飛躍を遂げるため、現在のシンボルマークを新たな市章として制定することについて、鴻巣市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第3号に基づき議決を求めるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（加藤）それでは、これにつきましては9月議会からの流れでちょっと重複したところもありますけれども、たしか9月議会の中ではこの委員会で出た意見や、あるいはこういった費用がかかるかなという分かっているものも審議会の皆様方にお示ししながらご意見を頂戴するというような話を聞いた記憶がございます。それに倣って4点ほど通告のメモに従って聞いてみたいと思います。先ほど配られた資料の中で、これを読み込めば分かるものもあるかもしれないのですが、ちょっと先ほど配られたので、読み込み不足なところがございますので、聞かせてください。

まず、1問目です。9月議会での意見を審議委員に伝えた上での審議を行ったと思うが、その結果どのような審議がなされたか、これが1点目です。

2点目です。答申の内容はどのようなものか……

(委員長) すみません。一問一答で。

(加藤) ああ、すみませんでした。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 審議についてですけれども、まず市議会において市章の変更に伴う費用、それから都市宣言についての意見がございましたので、そういった意見を紹介いたしまして、その上で新市章の制定、都市宣言も併せて委員の方それぞれの考え、それから現状について、また市章を変更した後のPR方法や活用方法、そういったことを議論していただきました。

(加藤) 了解いたしました。

それでは、それに沿ってなのですけれども、2問目といたしまして、答申の内容はどのようなものだったのか、これをちょっとお答えいただきたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 答申につきましては、11月の13日に3回の審議会を経て答申のほうをしていただきました。シンボルマークのほうの内容としましては、合併から15周年という節目にこのシンボルマークを市章とすることは、市民が合併後における新市の取組を振り返り、今後のさらなる発展に向けて市民と行政が一体となって愛着のあるまちづくりを進めていく象徴としてふさわしいものと考えますというような内容となっております。また、資料のほうに市章の変更についてということで主な意見も掲載してありますけれども、こちらにつきましては幾つか紹介いたしますと、新しいものについてはマークの意味をしっかりと伝えていくことで若い方にも受け入れやすいデザインである。それから、合併後に制定されたものであるということで、新市章にふさわしいと。それと、子どもたちに市章の意味を伝えていくことで地域の愛着醸成にも効果的である。それと、費用に関しましては270万円程度ということで説明させていただきまして、市のPRのための予算の使い方であれば有効であるというような意見をいただいております。その後のPRについては、しっかりとPR、ただ変えるだけでなく、広くPRしていくことに注力していただきたいと、そういった内容の意見を添付させていただいております。

(加藤) 頂いた資料の中に今お答えいただきましたPRをしっかりしていくのがいいのではないとか、それをしっかりとやっていただきたいけれども、お金の使い方についてはうまく使ってねというようなタイプのお話です。

この答申を受けまして、3問目なのですがけれども、答申を受けてこの新市章を市としてはどのように活用していくのか、そういった考えをちょっと確認したいと思っております。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 新市章については、まずはホームページ、広報紙、そういったものをしっかりとPRを行いまして、新市章に込められた意味を含めて、市内外に周知を図っていきたいと思います。また、附帯意見にもあったとおり、学校においても子どもたちの本市の愛着醸成を図っていきたい。それと、今までもシンボルマークとして使っていたいておりますので、広く市民の方が使えるようにしていきたい。それと、市内外にPRをしていく前に、まずは職員からと、職員の意識向上を図っていくために、職員の記章、バッジを作成していききたいというふうに考えております。

(加藤) 今までの市章というのが鴻巣という音を、文字をうまくデザイン化したようなタイプ。今回提案されております新市章候補のシンボルマークの現在のやつですけれども、一定のこういった願いとか意味をとということなので、ちょっとタイプが違うと思うのです。それなので、もしこれが可決されるようなことがあれば、答申であったようにしっかりとPRというのは重要かなと。今その辺のところも含めて執行部からお話しただけだったので、3番目はこれ終わりとします。

最後です。最後なのですがけれども、一応質問の通告メモでは地域の声を聞くことについての見解はということ、それは意思決定をする際の考え方につながるのだけれどもという注釈も入れながら出しております。今回市の執行部からご提案を我々いただいている。あわせて、審議会のほうにかけている。また、パブリックコメントについても募っている。そして、最終的には議決という流れだと思うのです。議案への質疑の中でパブリックコメントというようなものも委員さんの中から出ました。こ

ここで、私もこの機会にパブリックコメントというものは基本的にどういう物の考え方によるものかということも自分なりに調べたのですけれども、この意思決定の考え方の中では一つ重要なフレーズだと思うので、改めて地域の声を聞くことの見解、パブリックコメントも含めての執行部としての見解をお伺いしたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 今回の審議会においては、委員の10名の方の意見、それからパブコメでの意見、そういったものを反映させて議論を行っていただいております。その結果、シンボルマークを新市章とすることは妥当であると結論に至っております。その中でパブリックコメントについては、あくまでも政策等の案の内容をよりよいものにするために市民の皆さんから意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものとなっております。賛成、反対の意見の多さで意思決定の方向を判断するものではございませんので、資料で今日お配りしておりますけれども、その中で幾つか意見が挙げられておりますが、多数意見も少数の意見も一意見として扱って、今回の審議会の参考意見という形で取り上げて議論のほうを進めさせていただきました。

以上です。

(加藤) パブリックコメント調べたところでいうと、平成17年ぐらいですか、そこからそういった法律に基づいてやっている中では、いろんな論調を持つ方があって私はいいと思っているのですけれども、今言っていた考えた方は私も賛同できる場所です。なので、しっかりとご理解いただけているなと思えました。参考までに、私も20名ぐらいだったかな、地域の皆さん、市外の方もいるのですけれども、鴻巣今こういうのをパブコメに出して、議案として出ているのだけれどもと、こういうのってパブコメとか出すという話をしたら、基本的には聞いた方賛同している方が多かったので、そうすると悪いけれども、ちょっと出すまでに至らないのだけれどもみたいな話があったので、この捉え方というのは多様な意見の一つとして捉えているということまで理解しているのであれば、私は納得がいくものかなと考えております。

4点通告させていただきました、回答いただけたので、私としては終わ

りです。

（潮田）議案第92号の質疑です。まず最初に、この変更に係る経費合計、これ9月議会のおきに出して、議会の後でしたでしょうか、出していたいただきましたけれども、その後いろいろ出てきたものもあるかと思うのですが、現時点で考えている経費合計についてまずお伺いいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）経費につきましては、市旗、それから職員用市章バッジ、市役所敷地内の看板、中央図書館看板、これ1階と2階にございます。それと、小学校体育館内のパネル、クレアこうのす大ホール、小ホールのパネル、2か所、それと市役所、支所の道路上の案内看板、こちらで合計が約275万円を予定しております。

（潮田）市町村案内標識、カントリーサインというものが市内にもあります。ほかの市から鴻巣市に入ってくるおきに、鴻巣市と書いてある前についている市章が今の現在の市章になっております。それは、市民の方に大きく例えばこれ市章が変わりました、シンボルマークが市章になりましたと言ってもなかなか皆さんに分らないかと思うのですけれども、そういった意味では市町村案内標識、カントリーサインとも言われるものですが、そこが現在のシンボルマーク、新しい市章に変われば、より多くの皆さんが目にするおきによって、ふっと変わったということが認識できるのではないかと思うのですけれども、そういったものの支出というのは市のものではないということになるのでしょうか。それ、まずはやるのか。そういった案内標識の変更、その標識自体の変更ではなくて、シールを貼る形でもいいと思うのですけれども、そういった変更はされるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）市役所と支所の入り口にある、目立ちますので、そういった看板については今回変更を予定しておりますが、シールを貼る形になるかと思うのですけれども。それ以外、国道とか県道にも幾つかあるかと思うのですけれども、そういった案内標識については現在のところ更新時などに変更することを検討しております。

（潮田）今更新時ということでありましたけれども、確かにマンホールとか何かは更新時となるかと思っておりますけれども、市内外の方が一番目に

するのが道路標識の部分ではないかなというふうに考えておりますので、これについてはちょっとやっぱり再考していただきたいかなというふうに考えます。

また、そのほかにも議員たちが今みんな持っている災害用のヘルメット、実はそこにも真ん中にこの市章が載っておりまして、そういったものは、それもシールで貼り替えれば良いと思うのですが、今後そういったものがぱらぱら、ぱらぱらもしかすると出てくるのかなというふうに考えるのですが、そういったものの予算というのは考えているのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、標識につきましては、そういった声が多くなってくればまた検討のほうは進めていきたいと思えます。

それと、基本的にヘルメット等、ほかのものが何か市章を使っているものが出た場合なのですけれども、基本的には更新時ということなのですけれども、シール等で対応できるもの、例えばヘルメットについてもシールで対応できると思えますので、シールのほうを作成しまして、こちらの予算については今年度の通常予算の中で対応をしていくような形でシールを作成して、4月からはシールを貼ったもので使っていただくというような対応を考えております。

（潮田）すみません。しつこいようですが、先ほどの市町村案内標識については、市内に何本ぐらいあるのか。これって、すみません、担当というと庁内どこの担当になるものなのでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）行政界に係るものにつきましては、資産管理課が担当してございます。委員さんおっしゃるような国県道に行政界のところには鴻巣に入りますと鴻巣市と、それと市章が描いた道路の看板があると。これにつきましては、現在把握しているところで約という数字で恐縮なのですけれども、国道並びに県道で15ぐらいあるというふうに把握はしてございます。

以上です。

（潮田）15ぐらいであれば、そこを貼り替えるとなるとやはり道路止め

なければいけなかったりとかって、工事に少しかかるとは思うのですけれども、これ今までそういったシールで貼り替えるようなこととかあったかどうか分からないのですけれども、1本替えるのってどのくらい予算がかかるものかというのは分かりますでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）これにつきましては、看板の大きさ、シールの大きさ並びに国道、県道の交通規制の在り方、この辺によって費用というのは大きく変わってまいります。今後、今回の補正予算で上げさせていただいた公有財産管理事業の中の看板の修繕ということで55万円ほど計上させていただいておりますが、これにつきましては鴻巣市役所の本庁舎のけやき通りと呼ばれる玄関のところの表、裏の2枚、国道17号、ちょうど鴻巣郵便局の前、（P40「これに下り線鴻巣中学校裏も合わせた4か所」に発言訂正）ここにも市役所の案内看板がございます。これの貼り替え並びに川里支所、ちょうど県道の支所の前、そこにも川里支所の案内看板がある、この貼り替えに要する費用、交通規制も含めて55万円という形で計上させていただきました。

以上です。

（坂本（晃））私は、この92号に関しては、費用面だとか審議会の質疑の状況、また採決の状況ということで出していたのですけれども、今回最初にこの質疑の結果としてそこそこのことが出されましたので、それについてはもういいのかなと思っているのですけれども、先ほど出ていたパブリックコメントが幾つかあったと聞いているのですけれども、その実態がどうだったのか、その内容についてもお知らせいただきたい。

（市長政策室参事兼総合政策課長）パブリックコメントについては、資料のほうをお配りさせていただいております。その資料の中で1から5まで意見を載せさせてもらっておりますが、1とか3、5については肯定的なご意見をいただいております。2については、市章の変更に伴い、費用をしっかりと示して市民の共感を得ることが必要ではないかと。それと、4番につきましては、コロナ禍において……

（何事か声あり）

（市長政策室参事兼総合政策課長）4番において、4番では、コロナ禍



においては予算のほうは必要なものに使うべきだというような意見をいただいております。先ほど加藤委員のところでご説明いたしましたが、数についてはホームページのほうに一意見として、多数意見があっても一つの意見として取り扱っておりますので、数のほうは掲載せずにホームページのほうに公表しております。

（坂本（晃））私は、今日までホームページのほうで確認していないので、これ以上のことは言えなくなってしまったのですけれども、これはしょうがないよね。でも、パブリック意見でいろんなことが出ていると思うのです。見ていないから言われなくても。でも、そういうものをこの中に入れてあるよということになれば、全てそれはもうオーケーだよということになったのだと思うのだけれども、それはしょうがないね。見ていないのが悪いのだから。

もう一つ、次に、多分この、普通だったら商店のマークだとか会社のマークというのは、多分商標登録だとか、そういう登録すると思うのです。そういう部分について、市の場合はする必要があるのか、ないのか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）そちらにつきましては、一番最初のシンボルマークを制定したときに選定する段階で問題ないかという調査を行っておりますので、そこで問題ないということで現在まで使用しておりますので、今回市章に変えるに当たっても、その後も問題なく使用できるものという考えでおります。

（坂本（晃））単に鴻巣市が市の市章を変えるよということになったから変えるということ、それはもう当然地域の考えだからいいのかもしれないけれども、例えば県だとか国に鴻巣市はこういう市で、こういうマークでというのが多分入っていると思うのだよ。よく見たことないけれども、どのくらい入っているか分からない。日本中にそれが伝わっている可能性があるわけだ。それを今度は変更することになるのだよね。それこそ道路看板にシール貼ればいいよということと、そういう国とか県の公的な書類とか、そういう関係書類、そういうものに対して載っているものについての変更の手続というのをすぐ出さなくてはいけないと思うのです。これ簡単にできないと思うのだけれども、その辺のことは問

題ないのですか。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時57分)



(開議 午前11時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 1点、先ほどの答弁のほうで説明が足りない部分がありましたので、シンボルマークと商標法についてですけれども、こちらは地方公共団体等を表示する著明な商標と同一または類似の商標については出願しても登録することができないと規定されておりまして、権利は守られております。特に出願することはできるのですけれども、しないでも守られているという形になります。

それと、先ほどの質問ですけれども、埼玉県の方に確認したところ、特に合併時等も変更している自治体もあるのですが、届出のほうはしてもらっていないということで、必要はないとのこと。国につきましても、国のほうには直接確認していないのですが、県の話では、同様に届出は必要ないのではないかというような回答をいただいております。

(坂本(晃)) 例えば法的にそういうものがなければ問題ないよということかもしれないけれども、例えば公文書の中に地方自治体鴻巣市と、一自治体でも鴻巣市という中で名前はこう、住所はこう、市章はこうですよというのがあるわけだよ。それも即時に変えていかなければ混乱するのだよね。そういうものの変更についてのお願いというのはしなくてもいいのかどうか。

(市長政策室副室長) 今の他市町とか、そういったところの通知、連絡という質問かと思えますけれども、特に県の方に届出が必要がないという点からいきまして、当然近隣市町村に対しても必ずしなくてはいけないという、そういったものはないと思います。よく県のほうから調査で、例えば市の概要の調査とかというのが来ます。その中に市章はどう

いうものでとかという一覧をつくったりとかする関係から、そういう通知というか、そういう照会が来ますので、そういった部分について変更をかけていけばいいのかなというふうには考えております。

以上です。

（坂本（晃））いろんな、例えば公文書なんかは、私はどこまでどういうふうに乗っているか分からないよ。でも、鴻巣市として今どこにどのくらいあるか分からないけれども、そういう書類の中に鴻巣市はこういうマークですよということはどうだってあるところもいっぱいあると思うのだよね。鴻巣自体は、もうあしたからでも看板を取っ替えると、そういう状況になるわけでしょう。今回予算を組んで、要するに道路上にある看板だとか案内板のところは、たとえシールでも貼って新しいのつけますよというのであれば、それは速やかに全てのところを替えていくというのが本当だと思うのだよ。だけれども、鴻巣だって金がかかるから、マンホールの蓋なんかそのままでいいよと言っているけれども、だからこれはちょっと曖昧にやり過ぎないかな。簡単に考え過ぎているから、こういうことも出てくるのだよ。もっときちんとそういうところまで調べて、どういうふうになれば一番スムーズにそういう移行ができるのかというのを考えたことあるのかい。

（市長政策室副室長）確かに全部をきれいに取り替えるという考えもありますけれども、前回の9月議会等のときにも答弁したように、やはり緊急にというか、すぐに直すもの、それと当然毎年度の予算、それで対応できるもの、また更新時耐用年数をもって替えるものという、いろんなその分け方、そこのところをやはりしっかり選別した上で、当然合併前の旧吹上、旧川里のまだ町章ですか、が残っているものも現実にありますので、そこのところはやはり時間をかけて直してもいいもの、あるいは逆に緊急に直すべきものというところはこちらのほうでやはり精査させていただいた中で、今回補正予算のほうにも必要なものを計上させていただいております。

以上でございます。

（坂本（晃））市民の意識の改革というか、皆さんが執行部のほうで今

回市民の気持ちを一つにして、こういうコロナ禍の中で市民の心を一  
つにしていくのだから、市章を変えるのだと言ったのだよね。そういう  
意味で俺は聞いていたのだけれども、そういう中でそういうものは曖昧  
でもいいよということがあるの。そうではないでしょう。全てをやっぱり  
早めにそういうふうなのに向けていくと。それで、どんどん変えていく  
と、意識を改革させるというのが今回の目的ではないのですか。そうい  
うものはお金がかかるものはすぐにやらなくてもいいよと、市民の意識  
も変わらなくたっていいのかいと思われるよ。全てをどんと変えて、で  
はもう新しい市章だよと、この市章はこういう時代なのだから、新しい  
まちづくりをするにはこれが必要なのだということを書いて、どんどん  
変えるべきだと思うのだよね、必要なら。それをやらなくていいなら市  
章を変える必要もないと思っている。我々が前回の9月の議会で聞いた  
ときに、市民からの要望があったのかと言ったら、なかったと言うのだ。  
なかったのだよ。あったのかい。

（市長政策室副室長）市民からの要望、あとは前回議会での質問等があ  
ったのかということに関してはありませんという答弁をさせていただ  
いています。今おっしゃるように、確かに全部取っ替えるというか、そ  
れが一番望ましいとは思いますが、当然費用面というのが大きなものを  
占めていると思いますけれども、その中で、変えたことをPR  
すべき手段といいますか、そういったものをしっかり精査して、その  
ところをやはりこちらではしっかり考えた上での今回の補正予算の計上  
にもなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

（坂本（晃））よく分からない答弁だったのだけれども、今回そういう  
ことに関して緊急性を持っていろんなことをやるのだと、緊急性を持っ  
てというのは本当に全てをやっぱり集中して行って変えていくという、  
そういう意識がないと緊急性なんか発揮できないよ。ただやればいいも  
のではないと思っているのだよね。だから、やっぱり市章そのものが今  
までそんなに大事に考えてこなかったのではないの。たまたま今回そう  
いう思いつきで、ではこれを変えようというような形で出てきたのでは

ないのかなと私は思っているのだけれども、出どころは総合政策課の中からそういう意見が出てきたというところだけれども、その意見が出たところから、ちょっとスタートからお話し願いたいと思います。どこからどういうふうに出てきたのか。

（市長政策室副室長）これも9月議会のときにもご質問いただきまして、ご回答のほうさせていただいた部分もあるかと思いますがけれども、昨年度から、今年が15周年、そして来年度が15周年の節目を終わった新たな年度を迎えるというところで、そのところでやはり当然そういう市のシンボリックなもの、そういったものを何か変えたりとか、制定だとか、そういったものが考えられるかというところは総合政策課のほうでいろいろな議論をしておりました。その中で最終的に今回の市章の変更、シンボルマークを市章にする、それと花と緑をテーマにした都市宣言を行っていくという案、これが最終的に決まりまして、なのでそこのはいろいろな、この2つが最初からあったわけではなくて、いろいろなものを考えた中でやはりこれとこれを今回定めていくのがいいかな、変更するのがいいかなということの議論になったということで、それが経緯でございます。

以上です。

（坂本（晃））総合政策課の中で、最初そこで起案されたということだけれども、ではここまで来たのだから、やらざるを得ないのだろうけれども、でもPRの仕方とか、そういうのをきちんとやっていかなければ、せっかくこういうことを変えても何の意味もないのだよ。市民がどれだけ意識を持ってこれを受け入れるかということ考えたことあるかどうか、その辺だよ。だから、これから新しいマークになりました、市章になりましたと広報に載せるだけで終わりなのかどうか。この市章をどのように生かしていくのだから、そこを今考えられる範囲で、どこでどういうふうに生かしていくというのをきちんと言ってくれる。

（市長政策室参事兼総合政策課長）市章の変更後の取組、PRの仕方につきましては、委員さんの意見、それからパブリックコメントでもございました。その中でもやはり新市章を広くしっかりとPRしていったら

しいということですので、様々な媒体を使ってPRしていくのと併せて、あとは子どもたちに対しても市章の意味、今までは文字を型取ったものでしたけれども、今の合併後に制定したシンボルマークについてはメッセージが込められておりますので、そういったものをしっかりと意味を伝えていくことで地域の愛着醸成、そういったものにもつなげていきたいというふうに考えております。

（坂本（晃））例えば市民講座を開いて、市章がこれになりましたと、これについてこういうふうにこの先変わっていきますよというようなことを開く予定があるのか。

また、例えば学校内で教育の中で市章がこういう市章に改めて今度になりましたよと、これを生かしてこういうふうな鴻巣の変化があります、こういう新しいまちになりますよということを子どもたちに伝えていくのですか。そういうふうな形ですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、市民に対しましては、3月に予定している式典もごございますので、そういったところでしっかりとPRをしていきたいと思っております。

それと、子どもたちについては、市章が変わることで、当然予算にも計上させております式とか、あとは体育館、卒業式とか入学式でパネルを掲示しますけれども、そういったものも変更していきますので、教育と連携を図りながら、そういった意味合いも子どもたちに伝えていってもらい、伝えてもらうということはやっていきたいと思っています。

（坂本（晃））くどいようですけれども、今の、現の鴻巣市の市章、これを市民がどのくらい理解しているかだよね。これだってほとんどの人が俺分からないのではないのかなと思っているのです。こういう関係している人は大体こうだと、学校行ったりしている人が市章を見れば、旗を見れば、ああ、これは鴻巣のマークなのだということには分かっていると思う。だけれども、新しく引っ越してきたり、そういう何かで見たときに、これを意識して見ていた人がいるかどうかというので、確かに大事だよ、市のマークなのだから、看板なのだから。それが今までも置き去りにされてきたのだよ。今度こういう思いをして、たとえ幾らでも

お金をかけて市章を変えるということになると、やっぱりそのかけるお金の何十倍も本当に価値を持たせなければやる意味がないのだよ。きちんとそれをやっていかなければこのKに変える意味がなくなってしまう。それは、総合政策のほうだって教育のほうにもきちんと指示して、やっぱり全ての市民にきちんと理解させるような努力をしなければ意味がないと思う。それやるべきなのだよね。そういうのをきちんとやっていけるかどうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在のシンボルマークにつきましては、もう何度も申し上げますが、合併後に制定されたマークであって、3地域が一体となって発展してきたこと、それから今後も発展していくことの象徴として新市章にふさわしいというふうに考えておりますので、しっかりと連携を図って子どもたち等に教えていきたい、伝えていきたいと思います。

（中野）私もこの件について何点か通告しているのですが、最初に3回の審議会行って、13日に答申出たもので議案資料が出ているわけですが、この審議会で出された主な意見はどのようなものだったかと最初聞くことになっていたのです。それで出されたのがこの5点が意見だと出てきて、審議会。私は、3回もやっている中でこの5点だけではないと思っているのです。そういう点で、やっぱり私は、審議会3回やっているのですから、出された意見の主な意見とは言っていますが、会議録を出せという意味で言っているわけではないのだけれども、やっぱり5点よりもっと違った角度からいろいろ議論が出ていると思うのだけれども、この辺についてどうなのか、最初に伺っておきます。

（市長政策室副室長）審議会の意見、様々なものがございました。当然会議録のほうもホームページのほうに概要版を掲載しておりますが、今答申書についてはあくまでも主な意見ということで5点というお話でございませけれども、そのほかちょっと重複する関係もあるかもしれませんが、審議会の中での意見として、やはり新市章を広くPRしていくことに注力をいただきたい。また、市章の変更後、これは一斉に変えずに、その内容によっては更新のときに変えていくとか、そういったことも併

用といたしますか、そういった期間を設けてもいいのではないかとか、あとは今のシンボルマークが広く市民の方が使えるというメリットがございました。市章になると使えないのかというのも、やはり審議会の委員さんのほうもちょっと心配されている方もいましたので、他市の事例等を見ましても、市章であっても使用基準を設けて使っていただいているところもありますので、一応今の予定ではシンボルマークが市章になったとしても使っていただけるようなこととということの、そういったものの議論がございました。

以上です。

(中野) 今の副市長のほうから今言ったそういう、その他ここにはないような意見を言われましたけれども、特に私はここに出ている資料の中で、経費のことで約270万程度かかるとのこととありという、ということはそこで説明しているのだ、審議会の中で執行部は。9月定例会の政策総務常任委員会でこの件を言ったときに、全く考えていませんと言ったら、後ほど資料が出たではないですか、A4の1枚。マンホールを含めてこれからやらなければならないと思われること。そのときに私は、ならば審議会にそうしたこれから予想されるかかる費用について資料を出すのですねと言ったら、出すと言ったではないですか、資料を審議会の中で。ところが、審議会では270万しか出ていないのだよ。特にこれ総合政策課長が答弁したのだ。もっと答弁に責任を持ってほしいよ。そんなこの場さえしのげればいいなんて思っているととんでもない話だ。そのときに出すという約束したではないですか、審議会に。委員会には確かにそれまで間に合わないということで、今後予想されることの項目が出てきた。今日持ってきていないけれども。これに基づいてどのぐらいかかるのか、おおよそのことについて審議会に出すと総合政策課長は委員会で答弁しているのだよ。どう責任取るのだよ。おかしいではないか。委員会で答弁したことを守っていないなんていうのはどういうことだよ。総合政策課長に大きな責任があるぞ、答弁した以上。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 委員会の中で私のほうから、審議会において費用、それからどういったものが変更、予算のほうがかかる、



予算措置が必要なのかということを示すということに答弁させていただきました。実際に審議会においては第1回でそういった委員会での委員の皆さんからご指摘があったということで調査後資料を提出しますと、提示しますというような発言をしました。その上で第2回の審議会において、市章の変更に伴い予算の措置が必要なもの、それから特別な予算措置が必要ないもの、そういった部類で分けまして、おおむねこういったものに内容のほうは提示させていただいて、その中でまだ調査中でしたので、調査中ですが、おおよそ現段階では140万というような説明をしております。その次に調査が進みまして、第3回するときも資料、同じような一覧表で精度を高めたもので説明を、資料配付して説明をさせていただきまして、そのときはおおむね270万円かかるというような説明をして、その上で審議員の皆さんに審議をしていただいております。

(中野) それでは、政策総務常任委員会、9月定例会出てきた資料は何なのですか。少なくとも私たちはそれを、執行部から出された、そうした9月定例会における、今後市章を変えることによってかかる経費の事業について委員会が出てきているのですよ。それを審議会までに、これらの金額について資料として出したいと言っている。今の説明を聞いたら、当面、まさしく議案の提案の説明のときあるように、必要最低限度ということでは不十分ではないのですか。9月に出てきたときの政策総務常任委員会に出されたあの資料はどうなるのですか。まさしくああいうものを全て明らかにして審議会で審議してもらおうのが審議会ではないのですか。当面必要最低限度なんて、言葉はきれいだけれども、軽く見積もった上で、そして審議会で通してもらおう、そういうのが見え見えしてしようがないのだよ。これ審議会の皆さんが政策総務常任委員会に出てきた資料に基づいて金額を出したとき、こんな意見出てこないよ。こんなに金かかるのだということになるよ。その点どうですか。

(市長政策室副室長) すみません。まず、市章の変更に伴って新たに発生する金額が幾らなのか、そこが今回の論点だと思うのです。要はそういった意味では今定例会のほうに補正の第9号で載せている、先ほどから申している約270万という予算、これがこの市章を変更することによっ

て発生する費用というふうに私どもは捉えております。そのほかに区分としてというか、私たちの区分けとしては毎年度、例えば封筒ですとか、賞状用紙ですとか、そういったもの、それは毎年度の予算である程度基本的には使い切る。なので、そここのところというのは、仮に市章が変更したとしてもその部分の増額の費用というのは基本的には発生しないという考えでおります。さらに、マンホールとか、そういったものについては更新時に替えるということになっていきますので、ここは通常耐用年数を過ぎて替えるものですから、ここも市章を変更したことによって新たな費用が発生するものではないというふうに考えております。ですので、一番最初の約270万、そここの部分について審議会でも項目をお示しした中で金額のほう、課長のほうから委員さんのほうに伝えさせていただきました。

以上でございます。

(中野) ならば9月の定例議会の政策総務常任委員会で、今副室長が言ったような前提に立った資料を出したほうがよかったのではないですか。我々は、あの資料を見たとき、やはりこんなに金がかかるというふうに思ったわけだから。9月定例会のときの政策総務常任委員会に出された資料、今日全部は私持ってきていませんけれども、あれと違うではないですか、内容が。だったら、今副室長が言ったような、当面やっぱり変えることによってかかるということで、あの9月定例会のときに政策総務常任委員会でそれ出してもらえれば私はこんな意見の、さっきも言いましたけれども、全く委員会の答弁がいいかげんであったというふうに思えるから。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時42分)

---

(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、資産管理課長より発言を求められておりますので、これを許可

いたします。

（財務部参事兼資産管理課長）先ほどの潮田委員の答弁の中で、看板の修繕場所、国道17号鴻巣郵便局前と申し上げましたが、これに下り線鴻巣中学校裏も合わせた4か所という形になりますので、発言の訂正をよろしくお願いします。

（委員長）続きまして、議案第92号。

（中野）先ほど質問した答弁がまだいただけてはいないのですが、今後この、今後というか、これからこれを議論する材料として審議会の主な意見の中で270万程度かかるということであるということなので、そういう資料を出しているからこそ、審議会が270万ということを書いてきたわけだから、だからその270万ということの根拠となる資料、この提出をいただきたいということでもあります。

（委員長）ただいま中野委員から議案第92号の資料請求がございました。これについてお示ししたいと思います。よろしいですか。

（異議なし）

（委員長）すみません、お配りください。

（資料配付）

（市長政策室参事兼総合政策課長）それでは、お配りした資料についてご説明いたします。

まずは、中野委員から請求のありました詳細、議案第92号で12月の補正予算に計上しているものの積み上げになります。これで約270万円という形で審議会にもお話をさせてもらっております。それと併せて9月議会委員会のほうで私のほうで口頭でこういった項目を説明させていただいたところ、取りまとめてやはり審議会と同様に議案となっていることから、委員会にも提出をというお話をいただきまして、翌日の10日に今考えられる使用しているものを記載したこの3つに分類したものを提出させていただきます。その資料になります。

（中野）市章使用状況という、これ9月定例議会の政策総務常任委員会で配られたものだというので、人間の記憶ほど当てにならないものはないのですが、私はちょっとこれ違うのではないかという気がするのだ。

これは家に帰って、また資料を見比べて、たしかこうであれば、私が記憶違いということになるわけで、その点が事実だとすれば謝らなければいけないのですけれども。そういうことで、これからいうと変更する必要があり、予算計上行うものと、大きく分けてですよ。それからあと通常の経費として計上されるもの、それから更新時に順次変更していくものという3つに分かれているわけですから、更新時に順次更新していくということであれば、市章を変えることによってかかるお金ではないのだよね、そうなる。更新時に関係ないけれども、替えるということだと、替えたことによるお金になる。その辺の勘違いというかがあった、さっき言いましたように、9月にもらったやつともう一回見比べてみますので、その上で判断します。

そこで、質問ですが、この274万5,000円の金額についてはおのおの書いてあります。これは7つですから、さっき答弁であったのと同じなのですが、そうすると変更する必要があり、予算計上行うものの中で、太線できゅっと囲ったやつ、これはシールで対応するということなのかどうか。例えば道路で25か所とあるでしょう。今回4か所しかやっていないわけです、さっき説明あったように。そうすると、残りまだこれから簡単に引けば21あるわけだから、そういうものが使用状況の中で270万との整合性はどうかのだと。この中に入っているものもあるのだ、これは確かに。しかし、入っていないものもあるのですよ。もう一つは、看板についてはシールで対応するということですが、このシールというのは看板と書いたところは全部シールでやるのかということになると、ではそのシール幾らぐらいかかるのかについて見積りを取っているのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）道路看板につきましては、市役所の今お渡ししました資料の7番に該当しますが、市役所支所の案内看板、こちらについては今年度中に対応していきたいというふうに考えております。その他のものにつきましては、順次更新時等に対応していきたい、そういうふうに考えています。

（中野）最後、総合政策課長は更新時と言ったけれども、更新時に順次替えるようにしていくという中には看板なんて入っていないよ、国道、

県道のやつ。国道、県道のやつは、ちゃんとここに市章の使用状況は変更する必要があると書いてあるのだから、予算計上を行うものと書いてあるのだから、ということは残り21枚だって替えなければいかぬと。そうすると、単純ですよ。単純ですけども、4枚で55万ということは、あとこれ5倍かかるのだよ、21枚残っているのだから。これだけで五五、二十五、275万かかるのだよ、比例計算、単純に。とは、更新時と言うけれども、これ更新時やるものではないでしょう、国県の看板。そういう誰が、素人が考えても分かるような、おかしいと分かるような答弁をしてほしくないのだ。その辺どうなのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今回の12月補正においては、やっぱり一番目立つところ、入り口というくくりで、それ以外の箇所については順次対応していきたいということで、必要最小限度の補正で今回は組ませていただいております。

また、看板についてはできる限りシールでの対応ということで考えております。

（中野）そうすると、今総合政策課長が言ったように、今回の274万5,000円、これ以外、上段の変更する必要がある、予算計上を行うものの中ですよ、シールもあるのだろうけれども。その場合は次年度、令和3年度の予算に計上するというふうに理解をしていいのか。

もう一つ、さっき答弁なかったのですけれども、看板についてのシールで対応と、このシールについてはどの程度の金額になるのかについて伺っておきたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）来年度、3年度の予算計上につきましては、今現在予算のほうを編成中でございます。その中でまた精査して議論していきたいと思います。

（中野）シールは。

（財務部参事兼資産管理課長）シールのお値段につきましては、今4か所の看板にシールを貼付するというので、シールの作成費並びに現場での看板のシールを貼る手間、並びに交通規制が伴います。そういうもの合わせて、今現在で55万円という見積りをしておりますので、現実的

にはシールを作るというよりも、規制をしてそこに貼り付けるという経費のほうが高くなる、そういう見積りが出ております。

以上です。

（中野）シールの件は了解です。分かりました。

そうすると、最初総合政策課長が言った令和3年度に計上するかどうかこれから検討するというような答弁でしたけれども、そうするとこれ令和3年度に計上しなければ、しばらくの間そのままほっておくというふうに理解できるのだけれども、そういう理解でいいのですか。令和3年度に計上すれば、確かに令和3年度中に残った21か所の県道、国道については替えるとなるけれども、令和3年度に計上するかどうかを含めて検討するということになれば、これはもうそれで済むのだったら、今後急いでやらないということでもいいのですね。

（市長政策室参事兼総合政策課長）同じような質問をいただいた中で、やはり更新時というふうに分けてありますけれども、そういったお話等が出てくれば検討をして予算計上のほうはしていきたいと思います。

（中野）これ以上やっても同じやり取りになってしまうので、事後を注視して、令和3年度の3月当初予算に出ているか、出ているかによってはまだ、それについてまたあのかのときの総合政策課長の答弁と違うではないかということも言えることもあるので、この程度にしておきます。次、最後。通告してありますように、今回のこと、審議会ではなくて、パブリックコメント、これパブリックコメント、先ほど総合政策課長は、もし間違いだったら直してほしいのだけれども、答弁では同じようなやつは1件として数えると、同じような趣旨のご意見はというふうに私は受け取ったのです。17件のうち本会議の中で明らかになったのは、13件が意見として、どちらかという今それやる時期ではないのではないかと、変える意味がないとかいうような意見、13件、17件中。とか、そういうふうに同じような意見を一つにするということになると、表へ出てくる件数としては少なくなってきたらしくわい。そこは何となく忖度しているような気がするのだけれども、この点についてどうお考えですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらについては、鴻巣市の意見公

募手続に関する要綱のほうで、当然市の政策形成過程における市民等の参加の機会を確保するということで実施しておりますが、あくまでも政策等の案の内容をよりよいものにするために意見を募集するものでありまして、意見の多さで意思決定の方向を判断するものではないということで、多数意見も少数意見も一意見として扱うものということで、規定のほうがしてあります。今回ホームページのほうでは件数を載せずに公表しておりますが、審議会においては件数を載せたもので、件数も踏まえて委員の皆さんに提示をしまして審議のほうをしていただいております。

（中野）そうすると、この件に限らずパブリックコメントを設けたら、市民の多くは反対している。だけれども、それも1件というふうに取り得るのではないですか。それは私はやっぱりいかなものかと思えます。それはやっぱり市民の声というものをきちっとするというのは大事だと、今言った17件、13件あるのだったら、それを一くくりにしてしまうということは、ではさっき言ったようにある物事で諮ったときに、その反対意見が1だったということだって可能でしょう。それは民主主義の中でいかがかと思うのですが、なぜその集計をするのか。そういうやり方をするのか。言ってみれば、言葉は悪いですよ。言葉悪いけれども、私から見れば姑息な方法だとしか思えないのだけれども、その辺総合政策課長どう考えますか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ちょっと繰り返しになってしまうのですがけれども、パブリックコメントの趣旨が一般の市民の皆さんからも幅広い意見をいただいて、そういった意見を踏まえながら意思決定のほうを行っていくということですので、幅広く少数意見も含めて取り入れていくということで、今回につきましては十分意見を踏まえた審議ができたものというふうに考えております。

（竹田）今中野委員の質問で、反対意見はひっくるめて1にしたと。ということは、逆に言えばあとのほかの意見もひっくるめて言えば賛成だから1ですよ。表現の仕方はいろいろ細かく書いてあるかもしれないけれども、賛成意見も何件かあったけれども、1、反対意見は13件あった

けれども、1というふうな表現すべきではないですか、本来。今のコロナ禍でなぜ今の時期行うのかと、予算を使うべきでないというふうに、どのように表現されているかみんなそれぞれパブコメの中身を見たわけではありませんので、あれですけれども、そうするとシンボルマークの意味を込めて、いいことだからという同じように1ですよ、やりなさいよって。同じそういう論法でいくと1ですよ。なぜ例えば確かに審議会の委員会、審議会委員のときに出された資料は17名中13人の方がこの4と同じような表現でしたというふうに書いてありますけれども、それを、ではホームページにアップするときになぜ人数は13と書かなかったのか。逆に言えば、ちょっと失礼ですけれども、事実に基づいた表現をするということが大事ではないですか。昨日の、おとといのいろんな請願に対する質疑が出されたときに、事実ではないとかいろいろ事実だとかやっていましたけれども、そういう点からいうと事実に基づいてちゃんとやるということが共通の認識の下にやるべきであって、同じ意見だからひっくるめて1なんてのは出した市民に対して私は失礼だと思います。その点はいかがですか。

(市長政策室副室長) まず、先ほどの課長の答弁にありましたように、パブリックコメントの制度、仕組み、その部分についてはあくまでも賛成、反対、それは一つの意見、少数、多数もそれぞれ一つの意見として考えるという形になっています。今回公表させていただいたパブリックコメントのホームページ、ホームページに載せたこの公開したものにつきましては、一番最後のところにお断りがしてありまして、これは数というよりも同様の意見を集約していますということで、番号でいいますと4番ですね。4番のご意見については、13件ほぼ同じ意見だったということで、これは集約をさせていただいているもので、逆に数的なもので、ここで公開するのではなくて、ここはあくまでもいただいたご意見の内容を書かせていただいて、さらにそこに意見に対する市の考え方も添えて公開させていただいています。ですから、ここは数字とは全然関係ないというふうに考えております。

以上です。



(竹田) 下に同様の意見は集約しています。では、どこのところが集約した意見かというの、これ見たら分からないです。4番のところに同様の意見は集約していますって記していないではないですか。同様の意見は集約しています、どこのところで集約したのですか。1のところですか。2のところですか。3のところですか。そこの記しが全然ないではないですか、これを見る限りは。これをホームページにアップしているわけでしょう。市民が正確な情報をこれだと得られないですよ。不十分で紛らわしい、分かりにくい情報を提供しているではないですか。私はそう受け止めますが、違っていませんか。

(市長政策室副室長) まず、先ほどの制度のところにちょっと戻ってしまうのですけれども、まず多数意見も少数意見も一意見として扱うということを申し上げさせていただいておりますけれども、この制度自体が、繰り返しになりますけれども、賛成、反対の各意見の多い、少ないで意思決定の方向を判断するという、そういう例えば住民投票みたいな、そういうものではないという前提があります。ですので、公開に当たっても同じ、要はどういう意見があったか、意見の種類が5つありました。その意見に対して市の考え方を述べさせていただいているという形で公表させていただいておりますので、その意見が1つあったとか、2つあったとかって、そういう数字的なものというのはやはりそこからしても公開の部分に当たってもそこのところは数は関係ないという判断で考えております。

以上です。

(竹田) ああ言えばこう言うで、私ちょっと申し訳ないのですけれども、そもそも市章の変更については市民からは全然意見が上がっていないものですよ。だからこそパブコメでどういうふうに受け止めるかということを公募したのではないのですか。この意見について、こういう市章に変更しますけれども、どうですかというのも確かにホームページにアップされたり、広報ではやっていますけれども、賛否を問うものでないということは、もう結論ありきのパブコメだということを自ら告白したようなものではないですか、今の答弁は。多数の住民投票を取るようなも

のではないと。だけれども、パブコメは17人のうち13人が今の時期にやるべきではないということで4番のところに多くて、かつ2番の人も幾ら影響があるか分からないというふうに言っているわけで、今の時期にやるべきではないというふうに答えた人が17件中14件もいるのですよ。市民からの要望もない市章を出しているということは、皆さんはそういうところで何が何でもやりたいということの一つの意思、自分たちの自らの行動をこういう形で言っているみたいなものではないですか。そこはどうなのですか。確かに鴻巣市意見公募手続に関する要綱ではそのようにうたっています。だけれども、一番は市民が主役の主人公なのです。これをつくるに当たっては、自治基本条例などの基本を使ってやっているわけですから、何が何でも通したいのだということの一つ、今の答弁は自ら告白したようなものだというふうに私は受け止めました。どうですか。

(市長政策室副室長) パブリックコメントはどのようなものかという解説までホームページのほうにパブリックコメントのページには掲載しております。そこの第1条のところを先ほど私、数の問題ではないというのをうたっているというふうにご説明させていただきました。確かに13人いただいている。先ほど課長が答弁したとおり、審議会には数をお話ししています。その上で審議会のほうでも議論をしていただいて、答申をいただいている。さらに審議会の答申あるいはパブリックコメントの審議会の答申、それとパブリックコメントの意見、それらを踏まえて最終的に判断をしている。しかも、パブリックコメントは審議会の委員さんにも審議もいただいているというところの経過はたどっております。最終的に、提出された意見のほう、それを考慮して当然意思決定をするわけですがけれども、ここの解説のほうには提出された意見を必ず取り入れるということではなく、提出された意見を十分考慮して、その上で判断するということが意見公募手続の趣旨であるということを解説しておりますので、数が多いからとか、そういったものだけではなくて、やはりしっかりとした判断をしていった上での結論というふうに考えております。

以上です。

(竹田) 要綱は、条例に基づいて決められるものですよね。それは間違いないですね。

(何事か声あり)

(竹田) ごめんなさい、ちょっと私の伝え方が悪かった。今回の鴻巣市意見公募手続に関する要綱は、自治基本条例の第15条に基づいて行われる行為であるというふうに出ているのですよね。だから、これは条例のほうが上位であるということですよね。それは間違いないですね。それを確認します。

(市長政策室副室長)自治基本条例の第15条に基づいてというところは、私も認識しております。

以上です。

(竹田) ということは、要綱というのは15条の精神が生かされた中身でなければならないのです。それを要綱で勝手に、要綱というのは皆さんが実施するに当たっての住民投票のようなものではないと。実施するに当たって意見を聞くというくらいの解釈に変えているわけですよ。けれども、自治基本条例の15条には市長その他の執行機関は市の基本的な計画及び重要な条例の制定に当たっては特別な理由がある場合を除きその内容を公表し、市民に意見を求めなければならないということが出ているのです。自治基本条例の前文には、そもそもまちづくりの主役は市民であり、市民が主体でありますというふうに出ているわけだから、今回はとりわけ市民から何の声も上がっていない、その市章の変更についてどうしましょうかということを決めるわけですよ。そのうち17件というのはパブコメでは多いと思いますが、14件は今すべきではないというふうに出ているわけですから、この自治基本条例のほうが上なのですよ。その精神が生かされないような要綱をつくっておいて、これはこういうものではないというふうに解釈することそのものが私は自治基本条例の精神に反すると考えますが、どうですか。要綱は自分たちでつくったものですよ、執行機関がやりやすいように。

(市長政策室副室長) 今の要綱の解説の中にも、当然一番最初に自治基

本条例第15条において意見公募手続を規定している。まず、基本条例の中でパブコメの規定をしております。そこの解釈として、この要綱を定めます。この要綱の解釈の中で今申し上げたとおり、数的なものではないとか、あとは言われた意見をそのまま全て反映するというものではありませんという、逆にお断りといいますか、そういう説明をしているわけです。なので、市民の皆さんの意見を聞く一つの手段がパブリックコメントであって、当然審議会の審議もそうでしょうし、やっぱり最終的には議会の議決という一番最後に重みのあるものというのが控えているというのは当然認識しておりますので、あくまでも市民の皆さんの声を聞く一つの手段がパブリックコメント。それが数がという話になってしまうと、どうしてもそこの今の要綱の解説の中の、いや、数的なものではないのですということしかこちらとしてもお答えのしようがないといいますか、そこでご理解いただきたいと思うのですけれども。

以上です。

（竹田）理解はしませんけれども、ここで議論しても進みませんので、前に進みます。

先ほど市章の変更の影響額については資料いただきました。今在庫としてある市章のあるもの、今後の活用というのはどのくらいあるのか。ちょっと調べてあれば、資料請求していますので、通告していますので、お答えください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）在庫のほう調査をしております。先ほどの予算措置が必要なものということで表をお渡ししましたが、この中のまず市旗に対しましては在庫数が81、その他看板については現在使用しているので、在庫はございません。それと、そのほか予算措置が必要ないものにつきましては、まだ年度途中で11月時点のものでございますが、賞状については、秘書課のほうで持っているものは230、契約検査課のほうで170、また改ざん防止用紙につきましては9万2,000、印鑑登録カード、こちらが5,081、指定工事店証、これ下水道課の所管のものですが、こちらが400となっております。改ざん防止用紙につきましては、年度末で使い切る見込みとなっております。

以上です。

（竹田）改ざん防止用の9万2,000枚というか、年度末で使い切るのですね。それは担当課と確認していますね。

（市長政策室参事兼総合政策課長）使い切るということで担当課のほうから伺っております。

（竹田）先ほどおっしゃっていただいた資料、ちょっと申し訳ないのですが、すけれども、また資料請求したいと思うのですが、よろしいでしょうか。委員長、お諮りください。

（委員長）ただいま竹田委員から資料請求がございましたが、在庫的にはありますか、資料は。

（資料請求。委員会で資料請求すれば出さざるを得ないよの声あり）

（委員長）竹田委員、在庫の資料請求ですよ。

（竹田）そうです。

（市長政策室参事兼総合政策課長）資料のほうお出しいたします。

（竹田）続いて、今のは市が執行する側のものですけれども、印鑑登録カードも市章が入っていますよね。ほかにちょっと私の思いつくのは印鑑登録カードだけなのですけれども、ほかに市民が使用しているもので市章の入っているもの、それらが何があるかということと、今後どうしていくのか伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）市民が使用しているものに関しましては、現在印鑑登録カード、これが該当するものと。これが主なものというか、今言った中では印鑑登録カードだけになるかなと思います。

（竹田）答弁漏れ。今後どうしますか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）カードにつきましては、原則そのまま使用していただきまして、更新時等、破損等したときに変更をしていただく形と考えております。

（竹田）更新というのは、破損したことを更新とおっしゃるのですね。例えば今は使っていないけれども、12月に必要になったときに、来年4月以降、印鑑登録カードを持っていったときも新しいものには替わらな

いと。従来のものを引き続きお使いくださいということで、早い話更新時ではないですね。破損したときに替えるという解釈ですね、今の答弁聞くと。

（市長政策室参事兼総合政策課長）破損、紛失、それから例えば名前が変わったとか、そういった場合は更新時ということで新しいものに変更する、それ以外のものについては現在のカードをお使いいただくという形で考えております。

（竹田）費用は幾らくらいかかるのか、その負担は誰が行うのか確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）印鑑登録カードの再発行につきましては、200円ご負担をいただくという形になります。

（竹田）誰が負担。

（市長政策室参事兼総合政策課長）カード、最初新規の発行については費用はかかりませんが、紛失等で替える場合は200円かかる形になります。

（竹田）続いて、274万5,930円の当面かかる費用の試算をしていただいたときに、職員用市章バッジ60万5,000円、274万5,930円の中の2番目に費用がかかるものなのですね。それともう一つ、後ろのほうにあります、更新時に職員証と違って、これは何なのでしょう。市章が入っているのです。ちょっと職員ではないので分かりませんが、職員証1,000円で700人分作りますということで、これは更新時に随時変更するものということで、この2つについて質問いたします。職員バッジってなぜ作るのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）職員バッジにつきましては、合併以前に職員記章というものを貸与しておりましたが、現在はしていません。しかしながら、市章の変更に当たりまして、まずは職員自らこの市章について、新市章について自覚し、周知に努めるべきということの考え方から職員記章を作成することとしております。

（竹田）職員証、あと。

（市長政策室参事兼総合政策課長）あと、職員証につきましては、現在

のものをそのまま使用する形で考えております。

（竹田）よく分かりましたが、よく分かりましたというか、非常に複雑な思考を持ちながら職員の皆さんは働くのだなというふうに思います。職員証は従来のもを持ち合わせて、バッジは今回の市章の変更によって自覚を持って働いていただくと。一方では、古い市章の、従来市章を持って働いて、片方ではバッジをつけて働くということは非常に説明がちぐはぐだと思うのです。やっぱり一つの自覚を持って働くというのだったら統一したものを行うべきであって、わざわざ新たな市章をつけないで自覚的な働き方をするとは思えないのです。今でもバッジがなくても皆さん一生懸命働いているではないですか。では、どこでつけるのですか、そのバッジというのは。

（市長政策室参事兼総合政策課長）バッジについては、当然職務中につけていただく形になります。

（竹田）職務中につけるという意味は何かあるのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）繰り返しになるのですがけれども、職務中、職員が自ら自覚すると。市職員全体として意識を高めるということで職務中に市章のほうをつける、着用する形になります。

（竹田）ということは、今までやっていた行為と全く違いますよ。合併時にはバッジを貸与したかもしれないけれども、そのまま貸与していないというふうに言って、また主張が変わって貸与するというふうに言いますけれども、自覚を持って意識を持って職務中やるというのはバッジをつけることで高まるわけではないですよ。中にはそういう人もいるかもしれませんがけれども、やっぱり市民の行政サービスを高めるという意識を持って働くからこそいい仕事ができるわけであって、では最初合併時にバッジを貸与していて、その後貸与しなくなったから、職員の士気は下がったのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）合併時には行っておりませんが、今回は冒頭にも申し上げましたが、新鴻巣市の一体性の確立と市民の心の統合の象徴として制定されたものであると。この厳しいコロナ禍の中、心を一つに飛躍を遂げるということで変更をしますので、市民、それか

ら市内外へPRするに当たっては、まず職員から意識づけを行うということで今回はバッジのほうを製作したいと思います。

(竹田) 分かりました。合併時は一つの市になろうといったときには貸与していなくて、15周年になって、コロナ禍だから、心を一つに頑張ろうということだということは皆さんの主張は分かりましたけれども、60万……

(委員長) 竹田委員、どんどん進めてください。

(竹田) はい、すみません。60万5,000円といえども貴重な市民の皆さんの税金ですから、私はバッジがなくても自覚的に仕事ができると、コロナに負けないで職員は頑張っていますという意気を示すためにもこういうものは作らないで、頑張っているというふうに言ったほうが私は市民はエールを送ると思います。これは本当にやめるべきだというふうに思います。

では、市章及び都市宣言審議会条例に関するものでちょっと質問しておきたいと思いますが、この審議会委員を募集したのは広報8月号ですよ。広報8月号ですよ。審議会委員は、広報の8月号に8月31日までの締切りだったのですけれども、議会に上程される前に公募の審議委員をしていたということですから、議会には一言も公募をして8月31日で締め切っていますという報告がなかったのはなぜなのでしょう。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 9月議会の議案の参考資料にスケジュール案としまして審議会の設置、9月から11月に全3回開催ということで記載をしておりましたが、公募の期間については改めて説明は申し上げませんでした。公募の記事につきましては、あくまでも予定と明記させていただきまして、さらに9月議会で審議予定であるため、変更となる場合があると、そういったお断りを入れて広報に掲載をしております。

(竹田) 広報にもう掲載したのは客観的事実として載っていますので、それは分かります。だけれども、9月の時点で公募委員は何人ですかという議案が、質疑がされていたときですよ。3割以上は公募の人にした



いというふうに言って説明して、もう公募は締め切りましたということは一言も言っていないのですよ。公募は3人ですと言っていますけれども、公募締め切ったということを一言も言っていないのですよ。私たちは真剣になぜ3人なのですかとかっていろいろ聞いているときに、もう公募した3人は決まっていたのではないですか。こんな議会を軽視して、かつ予定だから、いいのだみたいなことをすることそのものは本当議会軽視だというふうに私は受け止めざるを得ないのですが、どうなのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）審議委員につきましては、附属機関等の設置及び運営に関する基本方針に基づきまして鴻巣市章・都市宣言審議会委員の公募に関する基準を設けまして、その中で選定委員会を開きまして決定をしております。決定が議決後に25日、翌25日に開催通知、それから選考結果通知のほうを送付しております。

（竹田）今の答弁は、まさに議会軽視だということを自ら告発した答弁です。条例が決まる前から、審議会条例が決まる前から選考基準を決めて、そして決まった後に25日には、27日（P57「29日」に発言訂正）に会議をやりますから、おいでくださいって開催通知出しているのですよ。議案が可決したのは9月24日ですよ。その前に要綱決められるのですか。先ほど私何度か申しましたけれども、条例のほう为上なのです。要綱や規定というのは、それに基づいてつくられるのです。それを決めて、25日に公募の3人や、ほかの皆さんに27日（P57「29日」に発言訂正）に会議ありますから、おいでくださいって通知出しているなんてことはまさに一つ一つの議会のやることを本当に軽んじています。議会は、最高の意思決定機関です。意思決定機関のする前に要綱をつくって、25日にもう発送しているでしょう。あなた様に審議会委員になって、27日（P57「29日」に発言訂正）においでくださいって。条例決まって、本当自ら議会軽視をやったということを告発した答弁です。ちょっと室長、何か反省の弁ないのですか。

（市長政策室長）今竹田委員のほうからそういう指摘があったわけなのですけれども、それ今スケジュールというか、時間経緯というか、その

辺は答弁させてもらいましたけれども、我々はあくまでも議会軽視という言葉というか、議会軽視するつもりはございません、全く。募集にも予定として、これで入れればということでやらせてもらったのですけれども、前回もこのような同じような案件があったわけなのですけれども、そのときもやはり広報等の募集の中で議案審議中のため、変更もありますというような表現をさせていただいております。それで、ちょっと条例決まってからということでございますけれども、こっちの準備というか、その辺の関係でこのようなスケジュールでやっていたけれども、それはあくまでも広報にも、広報に載せるのは議案審議中なのでということなので、広報というのは市民にお知らせする媒体を持っております。その中でこちらとしてもあやふやではないですけれども、不確定なもの載せているというのはすごくあれはしております、それは当然。ただ、これ今回のケースにつきましては、それと並行しながらそのお断りの文言を入れてやらせてもらったわけですから、その辺ちょっとご理解いただければと思っております。

（竹田）理解できるものと理解できないものがあります。というのは、市章の変更ですよ。都市宣言ですよ。鴻巣市の未来を決める大事なものを議会にまずこういうふうにかけているのだという全協での報告もない。7月の22日くらいに起案したとかというの、私議案書のずっと例を見ているけれども、だから6月議会に間に合わなかったのだと言いますけれども、議会を予定と入れていいものと入れてはいけないものがあるのですよ。市章というのは、市の本当に一番大事なものですよ。それを予定を入れたから、いいのだなんていうことで受け止めてもらったら困ります。その程度にしか考えていない市の職員だというふうに残念ながら私は受け止めざるを得ないのです。予定を入れればいいということと悪いことがあります。市章は、それだけ重いもので、合併協議会的时候会に持ち帰って、一度では結論が出なくて、かんかんがくがく議論して決めたものですよ。それを一辺倒の予定を入れたからいいのだなんていうふうを受け止めてもらったら、その当時一生懸命かんかんがくがく議論してどういうまちをつくるかというふうに来てきた人たちの本当そ

ういうものをちょっと私は軽んじていると思います。いいことだったらいいですけども、先ほどのパブコメの結果もそうですし、市民から声がないことをやるわけですし、その辺の重みを私はぜひ受け止めていただきたい。議会を軽んじるということはそういうことなのです。だから、つもりはないというふうにおっしゃるのは当たり前なのです。そういうつもりだったらもっと罪は深いですからね。どうなのですか。

（市長政策室長）私もその重みが大変重く感じております、それは。当然条例に関しては、市にとっては決定機関というのは議会ですので、議員さんのほうに理解してもらわないと話が進まないとは思っております。今回の審議会は、市章、それから宣言の関係、大変重い案件であると思います。そういう意味でも審議会を開いて民意を聞くと。それから、パブコメについても今回は小学校、中学生にも校長会を通じて市ではこういう政策をやっているのですよと。こういうことを今議論しているのですよと。それに対して小学生、中学生からの意見というか、パブコメ、そういうのを募集していますよというのもお話をさせていただいております。当然その過程の中で、ちょっとスケジュール的なもので委員さんのほうに不満というか、それはあるかもしれませんが、やはり議会での一番の重要決定機関なものですから、その辺は私もわきまえておりますし、職員全員その辺は理解はしております。それに対して言葉で軽く見ているとか、そう言われるというのもちょっとそれは私としては何とも、捉え方はそれぞれ人はありますけれども、我々としては重く見ております。

（竹田）分かりました。実際の行為がどうかということで今後よく見ていきたいと思っております。具体的な行動で見ていきたいと思っております。

それで、先ほど9月24日に議決して、9月25日に審議会委員の皆さんに通知を出して、9月27日（P57「29日」に発言訂正）に開催しているのですけれども、9月議会に出された資料は9月27日（P57「29日」に発言訂正）に審議会やりますという日程ではなかったですよ、今後の日程について。なぜ9月27日（P57「29日」に発言訂正）にやるのが分かっているのにもかかわらず曖昧な今後のスケジュールを示したのか。

軽んじているはずではないと言いますけれども、具体的に見る一つ一つ話を詰めていくと、曖昧模糊とした表現をして自分たちのやっていることを合理化しようとしているというふうには私には思えません。9月24日の時点では9月25日に通知を出して審議会を9月27日（P57「29日」に発言訂正）にやること分かっているながら、なぜ資料として具体的な日にちを入れた資料を9月議会に出さなかったのでしょうか。

（訂正の声あり）

（竹田）すみません。27と申しましたが、29日でした。間違えました。すみません。

（委員長）では、質問なしですね。

（29だろう。29だよ。第1回29日だよ。29日だから、この間届いた資料だよの声あり）

（竹田）そうだね。すみません。間違えて私が記憶違いで発言して申し訳ありませんでした。29日ですけれども、9月議会の資料では具体的な数字が入った資料というのは、日時が入った資料を示されなかったのですよね、私の記憶の限りでは。では、なぜ分かっていた、9月の時点で分かっている、24日、それで25日には早速会議通知出しているのですよ。なぜはっきりとした数字が分かっているながら出さなかったのか。逆に言えば、ちょっと申し訳ないのですけれども、勘ぐってしまうような行為というふうに私には受け取るものですから、ちょっとその点をお聞きしておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）議決前でしたので、詳細については日程のほうは確定しておりませんでした。議決後に日程のほうを確定させまして、通知、発送、それから29日設定しておりますので、議会の委員会中には日程のほうは決まっております。

（竹田）分かりました。議決前ということをお繰り返しますが、議決前にいろんなことをやっているということをお知らせしていただいた市章の変更であるというふうにお受け止めます。

合併15周年とありますが、合併15周年に対する市民の意識というのはどのように集約されておられるのか伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）15年に対する市民の意識はということなのですが、市章の変更に伴う審議会の中でも合併後に三地域の均衡ある発展と一体性の確立に取り組んできているということで、一体となった鴻巣市において新市章に変更することはよいというような意見もございましたので、市の考えと同様に15年が節目であり、それから発展を遂げてきたという意識は市民の方も持っていていただいていると思います。

（竹田）それは、パブコメの中で出された意見ですよね。審議会の中で出された意見ですよね。圧倒的な11万8,000人の市民の意識をどうかということをちょっと分かる範囲でお答えください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）意見について審議会における意見でございます。今日お渡しした資料の意見の中の3番に載っておりますけれども、審議会、パブリックコメントも経て意見も踏まえた上で審議していただいて、こういった意見を審議会でもいただいておりますので、市民の方も同様の意見が多いのではないかというふうに思っています。

（竹田）市民の方も同様だと思っているという根拠は何ですか。世論調査したのですか。意識調査したのですか。

（市長政策室副室長）市民意識調査、これは行っておりません。当然のごとく行っておりません。ただ、これまでも合併の式典につきましては合併5周年、10周年と、やはり5年刻みで式典を開催しております。一方で市制施行の周年記念、これは10年単位で今やっておりますけれども、そういった面からもやはり5年、10年、15年という合併後の合併の意識というか、その後につなげていくという、見直す時点のそういう節目というか、そういったものでやっぱり式典を行うことは有意義なことであるというふうに考えております。

以上です。

（竹田）最後です。先ほど10年単位で式典を行っている。市民の意識調査を行っていないということは、15年というのはあまり意識にないのですよね。にもかかわらず何でこの時期に市章の変更をしようとしているのか、ちょっとほかの皆さんもお聞きしましたが、市長在職中にやろうということというのは意識ではないのですか。そこだけ確認します。

(市長政策室長) そういうのは全く頭になかったです。合併15周年ですけれども、委員さんももちろんご存じだと思っておりますけれども、この新市建設計画、最初は10年、合併特例債は10年、しかしそれ延長して15年ということで、集中的にこの15年間というのを1市2町の一体化を図るために一生懸命やってきました。それなりの投資もしてまいりました。その一つの区切りとして、この15という数字は大きいものなのかなと思っております。そういった意味でこの合併15周年というのを記念というか、をやって、今後は合併20年とか30年とか、そういうのはもう恐らくないのかなと私は思っております、それは。15年でこれだけやって、いつまでも合併、合併と言うのもどうかと。これはもう新しく鴻巣市になってもう15年たったわけです。それだけこの15年間というのは、我々行政からすれば大変重点的に取り組んできた事業でありますし、委員さんもその辺は大変意識していることだと思っております。そういう意味で15周年というのは一つの節目ということで、15という数字にこだわっているわけでございます。

以上です。

(竹田)では、これ最後。よく分かりました。合併特例債が15年だとか、合併10年はこうだというふうに認識できる人たちの発想だというのがよく分かりました。市民は、合併特例債が15年だかどうかというのは全然市民生活の中で影響ないですよ。そう考えると、合併特例債を使った事業とかいろいろ考えると、やっぱり行政の側の本当にサイドの今回の発想だということを私は今の室長の答弁で分かりましたが、私の解釈で間違いがないかどうか、最後確認をします。

(市長政策室長)それは竹田さんの考えであるかもしれませんが、我々はこの15年というのは市民のために、市民サービスの向上のためにやっていたわけでございます。市民の方もやっぱり市民アンケートで毎年やっておりますけれども、前よりも住みよさとか、10年前と比較とか、定住意識とか、そういうアンケートを取っておりますけれども、前よりもよくなったという数字的にも出ております。これはやはり3市が一体となって取り組んできたことによるある程度市民からの評価であると私

は思っております。

以上です。

（坂本（晃））今の答弁の中で、15年でそこそこのことはもうできたからと言っただけけれども、今回の一般質問の中で加藤英樹議員も取り上げているのですけれども、新市建設計画の総括についてとあるのですよね。やっぱりこれが大事なのですよ。私も、それは完結していないのですよ、まだ。15年でもうほとんど特例債も終わりだけれども、完結していない事業幾つあるのですか。そういうのを考えると、この新市の一体になってやる方向は本当にそれ言えるのかって、私今思ってしまったのです。だから、それについて今後の考え方はどうなのだか、幾つ残っているのだか、そういう合併に決めたときの新市建設計画を決めたところの事業が幾つ残って、これから何年かけてやっていくのだという方向性でも見えているのかどうか、それが聞きたい。

（市長政策室長）これは前回も坂本晃委員のほうから委員会の中でも話しました。重点施策として15事業がすぐ頭に浮かぶと思うのですけれども、その中にやはり完結したもの、それからまだ継続中のもの、ちょっと着手できないものも、やはり委員もご存じだと思いますけれども、地権者の関係と、その辺の関係でどうしても事業が進めないものがあると思っております。これは、15年たったからといって粘り強くその事業というのはやらなくてはいけないものと私は思っております。

以上です。

（坂本（晃））継続してやるということですよ。A、B、Cランク、3つぐらいのランクで全部やってきたので、そういう中の事業、全てやれるかどうかというのは分からない。でも、最低限Aランクにあった各地域の5事業ずつのものは完結していくというのは、この合併のそういうものを集約していく一つになっていくのだという中では確実に必要な条件だと思っている。それをでは約束してくれるのですよね。必ずやるのだと。

（市長政策室長）やはり事業というのを合併のときに決めたものですから、当然15年たったからといって打ち切るわけではございません。それ

は当然やる事業だと私は思っておりますし、市としてもそういう考えはあります。

以上です。

（坂本（国））今年度はコロナ禍において多くの行事が中止を余儀なくされました。9月議会なんかにおいても補正において多くの事業、減額したものがあったと思います。そのような中で本市として何か前向きな取組をしなければならないということで、そのような中で今回鴻巣市の市章の新市章の制定という内容が出てきたのではないかと私は受け止めているのですが、そのような考えでのスタートだったということでもいいのかどうか確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほども室長のほうから合併15年ということがありましたが、合併後にやっぱり三地域の均衡ある発展と一体性の確立を目指す象徴として制定したシンボルマーク、こちらを新市建設計画の期間満了を機に改めて市民が心を一つにして、現在のコロナ禍においても輝く未来へ飛躍を誓うために花と緑の都市宣言と併せた前向きな取組の一つであると認識しております。

（坂本（国））コロナ禍ということではいろんな行事の中止があったことが、いわゆるこれをスタートしたいというふうなきっかけの中の一つだったということのちょっと確認です。

（市長政策室参事兼総合政策課長）おっしゃるとおりで、コロナ禍であるからこそスケジュール的にも厳しい中、12月議会のほうで提案させていただいております。それで、今年度中に市章の変更、そして4月からの運用と、また取組のほうもしていきたいと思っております。

（坂本（国））年度当初でなかったというのはそういうこともあったということですよ。確認です。

（市長政策室参事兼総合政策課長）そのとおりでございます。

（坂本（国））マンホールの蓋とか、現在でも私の地元では吹上の町章のついたものとか多く残っております。なるべく今回の件、お金をかけずにやっていくということで認識しておりますけれども、そういう考えで進めていくということではよろしいでしょうか。最後、確認です。



(市長政策室参事兼総合政策課長) 今マンホールの話も出ましたが、マンホールもかなりの数がございます。1万4,000とか5,000とかあります。そんな中でそれを全て替えると、本当に膨大な工事費になりますので、マンホール等に関しては更新時に合わせて変更ということは、更新時で十分足りるものは更新時ということで、必要以上に予算をかけずに行っていく予定であります。

(坂本(国)) あともう一つ、今までKマークはシンボルマークとしてありました。今回これが議決されればですが、新鴻巣市章になるわけがありますけれども、もしそうなった場合、今までもしかするとシンボルマークのときにはある程度自由にというわけでもないのですけれども、使えていたものがかなりの制限がかかるのではないかとちょっと考えてはいるのですけれども、その辺はどのように考えているのか、詳しく教えていただけたらと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 現在のシンボルマークにつきましては、幅広く市民、市内外の方にご利用いただいて、ご使用いただいておりますので、同様に使用ができるように検討は進めていきたいと思えます。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

それでは、これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) まとめては本会議で行いますが、何点か指摘し、反対といたします。

まず1点目は、今回の市章の変更については市民からの要望は何もなかったということが1点目であります。

そして、2点目がパブリックコメントで意見を寄せた方が17件、そのうちかかる費用が明確になっていないという段階での公募をしていることそのものに問題があって、かつ今の時期に行うべきでないというふうに答えたパブコメの回答が17件中14件あるというこの市民の声を本当反映

したのではないということであります。

また、市章の決め方についても9月議会で審議会をつくって、今回の議会で採決されるわけですけれども、市の一番大事なもので、かつ過去においては合併協議会でかんかんがくがく持ち帰りの議案となったものをこのタイトな中でやることそのものがこの市章の位置づけ、市民の意思を正確に反映するという日程ではない中、また合併15周年に対する市民意識調査もやられていない中で、合併に対する市民の意識というそのもの、市章に対するアンケートも行われていない中で決めるということはまさに市民参加の市章選考にならないし、市民が主役のまちづくりにつながっていくという点では難しさがあるのではないかと思います。市民の声を聞くのが私ども議員の役割でもありますし、市の職員の大事な役割であります。そういう点で議会は、議会の責務として、意思決定機関として市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならないということと、議会は適正に市政が運営されているかを監視し、牽制する機能を果たさなければならないという点から見ると、本議案は問題が多いということを指摘し、反対といたします。

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（加藤）今日提出されましたいろんな資料、そして執行部からのご答弁の中から、特に室長や総合政策課長のほうからいろいろ今後の市、こういうふうに盛り上げていきたいのだと、今後合併をして15年たって、これからまた新しい前を向いていくというような、大枠でいうとそういった趣旨のことを感じられて、大変私はうれしく思っております。

賛成の中にいろんな要因があって、ちょっと長くなってしまって恐縮なのでまとめますけれども、私は今回議案の質疑の中でもパブリックコメントなど、そういったことの用語が出てきながら議論がございました。そこを質問ではただしたわけですけれども、まず市民からの意見が上がっていないから、一般質問ないからというところに対して、そもそも今回疑問を持っておりました中、やはり経営政策会議であったりと、市の執行部が自ら市のため、市の今後の未来のために発意をする。それで会議で議論して上がってきたこと、まずはここは市が主体的に専門的視点

で市の未来を考えて出すことは、これはごくごく自然なことだと思っております。今回審議会を立てていること、そしてパブリックコメントをして、多様な種類のご意見を頂戴して、最終的に決めるのは議決だと思っております。先ほども鴻巣市の自治基本条例でしょうか、それに沿った云々というのが他の委員の方からもございましたけれども、そもそも私としてはそれにもっと上に地方自治法がございます。地方自治法の中で執行部が発議をし、そして最終的にいろんな意見を聞きながら議決をして決めていく。これはぶれてはいけないと思っておりますし、そこは気にしていたのですけれども、しっかりとご答弁をされていたということで、どういう結論になるか分からないですけれども、その過程については理解をして賛成するところがございます。

また、今回議案質疑の中でもどなたかの委員の中で来年にしたほうがいかなというような話もありました。そこにおいてはお金の問題があったと思うのですけれども、本日執行部のほうからそこら辺についてもなるべくかけないで、更新とか、それが後年に出てくるタイミングでやって負担を減らそうと。そうすると、質疑の中で出てきた趣旨についても執行部のほうでは工夫をされているのだなというのを感じたところがございます。人口減少社会と、それとこのコロナと、あるいは災害も多いよねという中で、前を向かせる行動というのは絶対重要だと思っております。そんな中でこういうことを執行部のほうからいろいろ聞いたことは賛成に値するなと思っております。

最後です。バッジについてもいろんな考え方はございますが、今服装についても結構フレキシブルな状態になってきております。ここは議員各位個々人の見解違うと思うのですけれども、やはり例えば会社であれば会社のバッジがあったり、議員は議員のバッジありますけれども、鴻巣市は市の職員としてそういうようなものをかぶるといえるのか、備えることによって、今までもその決意というのはあったと思うのですけれども、より強くなると思います。例えばですけれども、ポロシャツのときもあるかもしれないですけれども、そのときに市章みたいなのがあったりする。あるいは公の場だったら、こういうのを着用しているかもしれない。

なるべくだったら、個人の見解ですが、市民に対しての職員としての決意をさらに、今まで以上にさらに決意を新たに持ってやっていただきたいと思うので、これは個人の見解でみんな違うと思うのですけれども、私はその部分については賛成で、ぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。以上をもって、ほかにもあるのですけれども、一旦そういった項目をもって私は賛成の気持ちでございます。以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（中野）9月定例会でも申し上げたことと同じなのですが、やっぱり今の議会、議員もそうだし、執行部もそうだけれども、15年前の合併時のことに携わった人は正直言って執行部だつてごくまれ。議会の中では26人中携わったのは三、四人という中ですね。私が言いたいのは、9月議会で申し上げましたように、今日鴻巣があるというのは1市2町が合併して鴻巣があるのですよ。特例債についてだつて、言いたくはないけれども、吹上が入ってきただけで130億ぐらい増えているのだから、合併特例債の金額が。そうなったときに私は法定協で吸収合併といえども、文言は最初対等だと書いてあるのです。だから、そういう点では1市2町の人たちが一体となるためにも市章はこの際改めるべきだということを言ったうちの一人です。それに対して今の執行部で唯一はっきりしているのは市長だけですよ、そのときにいた方は。そういう中で頑として、いや、これでやるのだというようなことを言い続けてきた。何で今さら15年だからといってやるのか。ならば新しい市が発足したときに市章を変える。これが私は筋だと思っています。特に合併協にいた人間として、それを本当に強く思っています。何だったら、蛇足になるかもしれないけれども、市章変えるのだったら鴻巣市の名前を変えてほしいぐらいですよ。本当に市の名前も変えてほしい。それで新しい市になって、市章も新しくなって、それで旧1市2町が鴻巣市民となって、一体となってこれから進めるというのなら私は分かります。市の名前も変える、鴻巣市章も変える、やるのだったらそれだと。さもないければ、法定協のときに変えていけばよかったということを切に言って、私はこの議案に対し

ては反対という立場で意見を述べさせていただきました。

以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（坂本（晃））私も反対の立場で討論を言わせてもらいますけれども、私も合併協議にいた人間でございます。新市建設計画の会議まで全て出させていただきました。そうした経緯の中で、うちのほうの川里の地域の人から、合併して、吸収合併だから、鴻巣はしようがないか。でも、鴻巣は残るけれども、川里の町名と吹上の町名は消えるのだと、これは大変なことなのだよということをおっしゃられたわけです。その思いを鴻巣の人たちは全て理解しているのかと。そういうことをおっしゃれながら、でも賛成してきた。その中で今中野委員が言ったように、市章は鴻巣のものを使うのですよと、これに統一していくのだということをおっしゃってきた中で、完結できない、まだ途中だよ。15年で終わらないかもしれない。さっきの事業だって終わっていないのだから。そういう中で、ではその市章はもうみんなの気持ちが集まるように一つにするのだと言うかもしれないけれども、それはできないと思う。やっぱり事業そのものが完結して、もう全て新市建設計画に盛り込まれたことは終わったよと、今度は新しいまちづくりの時代なのだといったときに、市民からもう一度再度募集してやり直すような市章をつくってもいいと思うのです。絶対変えてはならぬとは言わない。ですけれども、今さらに市章にしようというシンボルマークはあくまでもシンボルマークなのだよ。市章として、では鴻巣の全住民が納得できるような募集の仕方、アイデアを出していただいた中でできたものならば誰も文句は言わない。でも、そういう過程を経ないで単に僅かな1か月ぐらいのところで決めていくことが、それは変なのではないですかという、やっぱり議員もそれ思うし、市民も多くの市民がそれを感じると思う。なぜ今これを変えるのだということがあるとおっしゃるので、その辺をきちんとクリアした上での市章の変更であれば私は賛成しますけれども、今回のやり方については賛成できません。以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(坂本(国)) 議案第92号に賛成の立場で討論いたします。

今年度はコロナ禍において多くの行事が中止となりました。そのような厳しい情勢の中で何か前向きな取組、鴻巣の新しい市章制定するという、そのような取組であるというふうに私は受け止めております。そのようなスタートだったと認識しております。

また、15年前は議員ではありませんでしたが、今まさに吹上地域の議員として今このような場にいさせていただく中で、新鴻巣市章というものが決まっていくことを望んでいるものであります。なるべくお金をかけずにやっていくということでもありますので、今回の議案第92号については賛成いたします。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第92号 鴻巣市章及び鴻巣市シンボルマークの廃止並びに鴻巣市章の制定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 採決の結果、可否同数と認めます。

したがって、鴻巣市委員会条例の第17条の規定により、委員長が裁決します。

議案第92号については、委員長は可決といたします。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時30分)



(開議 午後2時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第93号 「花と緑の都市宣言」について、執行部の説明を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第93号 「花と緑の都市宣言」についてご説明いたします。配付しております都市宣言の説明文を載せた資料を参考にいただければと思います。

本議案も、議案第92号と同様に、合併15周年、また新市建設計画の最終年度となる節目の年を迎え、合併時に定めた新鴻巣市の将来都市像、「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の一層の推進を図るため、本市の貴重な地域資源である花と緑をテーマとした新たな宣言をするものです。先行きの見えない厳しいコロナ禍においても、市民の皆さんが花や緑を守り、育て、生かしながら、健康でいきいきと暮らし続けることができるまちを目指し、花と緑の都市を宣言することについて、鴻巣市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第4号に基づき議決を求めるものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(加藤) 私からは、事前に通告、メモの形式で出させていただいたのは1点です。資料も今日配られたものでいうと、ちょっと質問がかなり簡潔になってしまうのですけれども、確認の意味で聞きます。

実は議案の質疑の中で、その会議を傍聴されたという議員の方から、この会議では花のことばかり議論されていて、十分な議論がなされていないと感じていらしかった、そういった議員の発言がありました。資料の中では都市宣言の中で、私たちはということで、それぞれ1、2、3とございます。それで、私たちは笑顔いっぱいのもちをつくっていくのだよと、また私たちは生活の安らぎと活力を与えてくれる、そういった緑を守ることによって生活の安らぎと活力、最後は次代を担う子どもたちにつなげるということで、受け止め方としては、私は人というものがそこに存在して掲げられているなと思ったのですけれども、他の議員の

方でそういった誤解というか、そういうふうにお感じになった方もいらっしやったということで、実際はどうだったのかねということをお教えいただきたいと思えます。

以上、1点です。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの都市宣言につきましては、答申書のとおり、異論なく承認をいただきました。その中では、将来都市像、「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」に通じるものがあり、市民と行政が協働して花と緑を活用した取組を一層推進することで、必然的に市民が輝く鴻巣市につながるものと考えますとありますので、当然人を主体としたものでありまして、人輝くまちという部分につながるということで、審議会でも結論が出されました。

（加藤）今お答えいただきましたけれども、また資料の中でもこういった意見の内容ってありましたので、私のほうではちょっと合間に読んでいて理解しましたので、質問は割愛します。

以上です。

（坂本（晃））私、通告の中では宣言文の1の中の「花とともに成長し」とあるが、どのような状況を想像すればよいのかということで質問してあるのですけれども、それに向けて幾つかほかのこともちょっと質問したいので、していきまますけれども、まず初めに、この都市宣言をやるうとして始まったのはやっぱり総合政策課の中だと聞いているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）総合政策課のほうから提案のほうをさせてもらっています。

（坂本（晃））今回は、その総合政策課の中でスタートした時点でもう花と緑に特化して、そういう文章にしていこうと、目標にしていこうということだったのかどうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）説明でご説明いたしましたが、将来都市像のほう、こちらの取組を加速させるということで、「花かおり 緑あふれ」の部分がございますので、花と緑の都市宣言というテーマにしております。



（坂本（晃））この都市宣言というのはこの先ずっと、しばらくいろいろなところで使われると思うです。でも、私今鴻巣でやっているコウノトリの里づくり事業、これは市の最大の目標だと思っているのです。コウノトリを頂点にしたそういう里づくり、それが将来の鴻巣の姿だよと。こんなコロナ禍の中でも、本当に2億5,000万円もかけて飼育室造っているわけです。それは鴻巣が出しているのではないかもしれないけれども、国の予算を使ってでもそれをやるという状況の中なのです。だから、私は何で最初から花と緑だけに特化したのかなという気はしているのです。私が思うに、私も花屋を営んでいますけれども、花の栽培というのは産業の一つで、やっぱりこれはもうからなければやめていくのです、みんなが。もうかるから今作っているけれども、もうからなくなれば廃業する人も増えてくる。そうすると、単に花と緑と行って、やって、今その中にうたっている花の流通拠点だとか、有数の産地だということが理由になった宣言では、ちょっと違うのではないかなと。やっぱり花に特化するのであれば、花がこれだけ市内どこに行っても花がいっぱいありますよとかというような、そういう環境をつくって、それとともに鴻巣の市民がそういう中で生活して行って、潤いのあるまちづくりができているのだよということの目標ならまだしも、花が流通拠点だとか、そういう生産が多いからということで取り上げた花というのは、これは産業を取り上げているだけの話で、本当のそういう市民が全体が花を使っている、花を愛しているという状況ではないように感じるのです。だから、そうであれば、今鴻巣市の中で最大の目標としているコウノトリの里づくり事業をこういう中に取り入れて、それを一つの鴻巣の魅力として打ち出していくという、そういうことは考えられなかったのかどうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）コウノトリの里づくり事業についても、市の重点施策ということで位置づけておりますが、この都市宣言につきましては、今日お配りした説明文のところ、上の説明文のところの真ん中辺りにも、やはり花と緑の、緑の部分で、この緑豊かな自然を守り育て、次世代に継承していくため、コウノトリの飼育、放鳥による、人にも生き物にも優しいコウノトリの里づくりを展開していますという

ことで、この部分でコウノトリに触れて、自然と絡めて次世代に継承していくのだということで掲載してあります。これをホームページ等では、今までの宣言文もそうですけれども、説明文としても掲載を考えておりますので、コウノトリについてもこの部分でしっかりPRはしていきたいと思います。

（坂本（晃））では、この都市宣言の中の1、2、3のどの部分がコウノトリに関わる部分なのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）緑、自然という部分で絡んでくるかなと思いますので、2の部分で豊かな自然とともに生き、私たちの生活に安らぎと活力を与えてくれる緑を守ります、そういったことで、人にも生き物にも優しいコウノトリの里づくりという部分につながるかなと思います。

（坂本（晃））それでは、そこはもう幾らやっても変わらないと思うので、いいのですけれども、最初に言った花とともに成長しというところあるのですけれども、これはどういう状況を想像したらいいのかなと、私たちは分からないのです。花作っているのだけれども、ともに成長するというのがちょっと分からないので、どういう形のもの、形があるのかどうか分からないけれども、どういう状況をそうだというふうに規定できるのか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの「花とともに成長し」は、1のところにありますけれども、こちらについては受け手の方の感性によって様々な捉え方をさせていただければよいと考えておりますが、私自身としては、花というのは成長し、変化するものであって、そういったものを身近に感じるという豊かな体験をしながら、人、家族、市民が成長していく、そんなふうに捉えております。また、他の職員によっては、花を育てることを通じて、自らの心を育てる、さらに花の消費拡大によって鴻巣の地場産業を成長、発展させる、そういったふうに捉えている職員もおりますので、あくまでもいろんな様々な捉え方をさせていただければと思います。

（坂本（晃））大分いいお答えをしてくれたなと思っているのです。や

っぱり消費で、鴻巣は花のまちだと言うのだから、今我々が見ると花の生産のまちなのです。では、それを本当の真の意味で花のまちだといったときに、どれほど鴻巣の市内で花を消費しているのかと、そういう飾りつけで皆さんを喜ばせているものがあるのかということを感じるのです。

前にも私は持論で言ったことはあるのですが、例えば鴻巣には県の施設の免許センターがありますよね。免許センターまで車で来る人もいるし、電車で歩いて今度は駅から免許センターまで行くと、そういう中に、では鴻巣は花のまちなのだから、そこを全部花で飾ってみようよとか、行くときはバスで行ってしまったよと、でもきれいなまちだから、そこを歩いてみようよというのを思うような、そういう景観づくりしているとか、例えば車で来た人が駐車場へ入ってしまったけれども、あれ周り見たら花がいっぱいあったよとか、そういうふうなものを啓発です。そういうものをやっぱり市外から来る人に向けてきちんとやっていく、それが本当の花のまちなのだ。消費している、各家庭にいっぱいあるよという、そういう事業をやっているのが本当の花のまち、主張できる。生産のまちなんか、いつこういうふうになるか分からないのだから。それは大事なことだと思っている。

あと1つ、私よく言ったのだけれども、市が主催するパンジーマラソンのコースを、ではパンジーで全部飾ってみようよと。プランターを全部並べて、そのコースへそっくり並べて、パンジーの間をずっとくぐってきたよと、何十キロだか知らないけれども、それだけのことを走らせるような、そういうイベントを考えてみたらどうかと、私はそう提案したい。花の消費というのは、花を基盤にいろんなまちづくりをして、市内外にアピールしていくのはやっぱりそういうことも大事ではないかなと思う。市場があるから見に来てくださいと言ったら、市場は見に行かない。直売していますから買ってください、そうではないのだ。例えばさっき言ったパンジーマラソンのコースにパンジーを置くということになれば、市民の皆さんにプランターと苗を預けて、ここまで育ててくださいと。では、それをパンジーマラソンのコースに名前入れて並べますから、

一時貸してくださいと。終わったら皆さんにまたお返ししますよというふうに、一つの事業として、例えばそういうことをやれば、もっともっと花の需要も増えるし、鴻巣というのはこういうところだ。パンジーマラソンなんか日本中から来るのだから。そういう人たちが鴻巣市はこういうことをやっていたよというふうないい宣伝になるのだ。そういうことを考えているのかどうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今坂本晃委員がおっしゃった、まさに同じような議論というか意見が審議会でもございました。あれだけ多くの方が訪れるというのは、埼玉県では免許センターがある鴻巣だけであって、駅を降りてから免許センターまで花でいっぱいにしたらどうか。また、せせらぎ公園なんかも活用して、ちょっと入って見てもらえるような形を取ったらどうかという、そういった意見、特に宣言をした後の今後の事業展開、そこが審議会の中では一番活発な議論があった部分だと思います。

今後の取組、パンジーマラソン等もございますが、関連部署と当然来年度の予算、それから来年度から継続的な取組、そういった部分を全庁的な取組として今後展開していきたいと思っております。

（坂本（晃））総合政策課長が今後いろんな事業を展開していく、考えていくということなので、いいのですけれども、私が今2例ほど言ったのは単なる2例であるのです。皆さんが考えれば、いろいろなことをまた考えられると思う。そういうのをぜひ取り入れて、それが鴻巣の産業が活性化するもとなるので、やっぱりそれは大事なことだと思います。ぜひそれはやっていただきたいと思います。約束してくれるね。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ちょっと約束というとなかなか難しいのですけれども、今まさに関係各課で協議をしながら様々な案を出して取り組んでいるところでもございますので、来年度については事業のほうは展開していくことになるというふうに認識しております。

（潮田）今坂本晃委員のほうからもありました、すごくいい提案だなというふうに思っております。

今回この宣言により、具体的に新たな事業を行う計画というの、今の質

間にも関わりますけれども、現時点で何か考えるものというのはあるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現時点、当然花という部分でいろんなところに飾るといふ部分もございますが、審議会でもあったのですが、やっぱり市民が取り組んで、自らが取り組んでいかないとということもありましたので、市民が参加できるような、そういった花を育てるとか、植えるとか、そういった部分も意見として出ましたので、そういった部分とか、また子どもに対しても花に関する取組というものを現在も行っておりますけれども、教育委員会と調整いたしまして、さらに拡大を図っていく、そういったことも検討していきたいと思っております。

（潮田）一時的なイベントではなくて、これ細々と、細々ではなくて大きくていいのですけれども、ずっと継続していくことが大事だと思っているのです。そういうふうになると、やはり今市民の協力って、もちろん市民の協力大事です。でも、お花のポールを作りました。水をやるのはそこの地域の方です。おうちの前のお花には水をあげてください。でも、実際にはあげられなかったりするから、できないといったようなことが今までも商店街のほうでもあったかなと思うのですけれども、やっぱりお花ってきれいだねと見るためには、それを育てる方たちの本当に目に見えない努力がすごくあって初めてのことであって、その部分を花を用意するのは市が用意します、あとは市民にお任せですだけというのは、なかなかやはりまだまだ難しいかなと思っております。花を植えたら維持管理というのにもお金がかかるということをしっかり認識していただきたいなというふうに思っております。そういった予算の計画というのも、宣言をするからには、それに対して今まで以上に、花を配るといふだけではなくて、維持管理、花に水をやるとかということも含めて、そういった予算を考えてはいるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）予算につきましては、今予算編成中ですので、ただそういった取組をしていくということで、全庁的に会議、部長会議、副部長会議でも出させていただいて、今後体制も含めて提案をしてもらって、整理をして、来年度何を実施するかという

のは決めていきたいと思えます。

（潮田）先ほど最初の答弁のところでも、少し子どもたちのというのが触れておりましたけれども、やっぱり子どもたちへのアピールというのがすごく大きいかなというふうに思っております。これの3のところ、「子どもたちにつなげる」という文言がありました。子どもたちにつなげるためというのは、具体的なもの、現時点では何か考えているものはあるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在、花いっぱい事業ということで、学校に保護者等と花植えをしてもらっていると。花を育む心ということで取り組んでもらっていますけれども、そのほかにも社会科の授業等で市のことを勉強する時間というのがございますので、その中で今回の都市宣言とか、市の特徴、花のまちであると、そういったことも含めて、教育委員会のほうと調整をしまして、子どもたちに理解を深めてもらうというような取組も検討していきたいと思っております。

（潮田）私も、昨夜これずっといろいろ考えておりました、どうやったら子どもたちにつなげることができるかということのをいろいろ悩んでみました。単純に今、今回コロナ対応の地方創生臨時交付金でお花を配るというのをやっていて、物すごく人気があったと思えます。でも、ここでやはり花と緑にあふれた潤いと彩り豊かな郷土を、次代を担う子どもたちにつなげますというふうになっておりますので、育てる楽しさとかというのも子どもたちに教えていく必要があるかと思っております。幼稚園であったり、小学校の低学年の子どもたち、ひなちゃん大好きですから、ひなちゃんが学校の朝礼とかに行って、お花の種をみんなに配る、今日ひなちゃんが来たのだと。何でひなちゃんが来たのかなとなったときに、「鴻巣市がお花と緑のまちになるんだって」というような形で、子どもたちにやはり具体的な物、お花をあげたらそれが枯れないように水をあげるのも大事だけれども、芽が出るところから楽しんでもらうとか、お花1鉢が原価で計算しても結構な金額になりますから、全ての子どもたちというと結構な金額になりますから、まずは種からあげるとかというような、発想の仕方を子どもたちにも一緒に花を咲かせるこ

とを楽しむという、そういう働きかけ、鴻巣は花を育てるまちで、花を楽しむまちなのだよということを、理念で言うのではなかなか通じないのです。なので、そういったような事業とかというのは考えられますでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほど私申し上げたのは、小学生とか対象だったのですけれども、それより下の学年もということであれば、当然関連部署、それから民間の団体等、声をかける等で調整して、協力をさせていただかないと、なかなか当然子どもたちだけでもできないですし、職員だけでも対応できませんので、そういった市が宣言をして取組をしている、理解をいただいた団体の協力を得て進めていける部分は進めていきたいなと思います。

（潮田）そうすると、今回のこの花と緑の都市宣言については、花農家さんの皆さんとも相談をされたのでしょうか。また、花組合の皆さんだとかにどのように、やっぱりお花を育てるとかとなると、皆さんのプロフェッショナルのご意見とか、アドバイスとかというのが大事だと思っているのですけれども、そういったような話し合いというのはされているのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）直接は話し合いというのは行っていませんが、審議会のほうにも花の組合の方、花関連の方も委員として参加していただいておりますし、また関連課との調整ということで、農政課、商工観光課とも何度もこの件について協議のほうをしておりますので、そういった中で花の組合とのやり取りも今後は設定して進めていきたいなというふうに思います。

（竹田）私も花とともに成長という、非常に形容の文言が多いものから、この都市宣言そのものが非常に美辞麗句は並んでいるけれども、一体、では何をするのかとか、花とともに成長なんていうのは初めて接する言葉で、花があるから潤いというのはあるけれども、非常に中身難しい都市宣言をされているなというのを感じましたが、先ほど坂本晃委員の質問で分かりましたが、なぜこのように花とともに成長と、花が潤いを与えるということは分かるのですけれども、こういう発想に至った

背景というのをちょっと伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）背景というか、先ほども坂本晃委員のところで答弁をさせていただきましたが、いろんな受け手の感性によって捉えられる文言かなと思っておりますし、当然四季の移ろいを楽しみながらという部分も含めて、花も当然四季それぞれで成長しますし、人も、当然まちも成長していかなければならないという部分もありますので、花とそういった市民絡めて、この1番の文言に文章になっております。

（竹田）緑の部分ですけれども、緑はどういうものかということで、ここには荒川や元荒川や広大な田園地帯など、豊かな緑を生かしつつということは、これ自然が織りなすものですよね。自然が織りなすもので、これはあくまで人為的なものというのは少ないですよ。田園といっても田んぼがあって、稲作をやれば緑になりますけれども、枯れてしまえば緑でなくなるということですので、この緑を守るための施策というか、これはどのようにお考えでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらにつきましては、緑というのは、先ほどもおっしゃっていたとおり、河川や田園風景というものを示しておりまして、例えば県と連携して、河川に関する事業というものを行っておりますし、また田園風景を守るために農業の担い手確保、農業経営者継続への支援なども行っております。

（竹田）私、以前、緑を守るために北本でやっているような屋敷林の、いわゆる都市計画税とか非課税にしたりとかしたらどうということを提案したことがあったのですけれども、いとも簡単に蹴られてしまいました。そういう経過があるということが1点目と、緑を守るというところでは、鴻巣の今駐車場はあの形態になっていますが、以前は桜の木がいっぱいあって、運転免許センター側にあたりとか、それから池があたりとかして、結構木があったのです。でも、駐車場が足りないということで、形状を変えたら、木が随分少なくなってしまって、私は今の鴻巣の執行部というか、平気で木を切ってしまうというふうに私は受け止めていたのです。そういう点からいうと、緑を増やすために具体的に、



さっきも言った自然が織りなすものと併せて意識的に緑を増やすということはどうなのでしょう。公園も、最初はなかなか木が少ないとか、いろいろ言ってきましたけれども、そういう点で言うと、例えばおおとり公園にも、コンクリートではあるけれども、緑がないよなというのが市民の皆さんの反応なのです。もっともっと緑を増やすというならば、そうした姿勢が必要ではないかというふうに思いますが、緑を守るための市が行うべきこと、行ってきたことについて伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）道路上の植樹とか、あと公園の木に関しては、また管理の部分という部分も絡んできますので、なかなかたくさん植えてしまうとすごく管理が大変になってしまうので、現在守る、当然今ある自然を守るという部分と、しっかり管理していくという部分、両方取り組んでいかなければならない。また、緑に関しては、なかなか自然を守るというのは難しい、手を入れるというのは難しい部分がございますので、理念的な部分で皆さんも自然は大切にしていきたいと思います。というのは、子どもも含めて伝えていけたらと思っております。

（竹田）言うは易く、行うは難しで、なかなか。今例えば私のところは生け垣でやっていますけれども、生け垣の管理が大変ということで、生け垣からフェンスに替えたりしているご家庭が増えているのです。やっぱりおっしゃるとおり、緑の管理というのは非常に難しいけれども、でもあえて花と緑の都市宣言なわけですよ。かなりの意識性が私はこの都市宣言の中には盛り込まれているというふうに受け止めますが、その点での積極的な施策について伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）花と緑の宣言の中で、花の部分はやはりいろんな案が審議会でも、それから関係課長の中でした打合せの中でも出るのですが、やっぱり緑の部分って非常に難しい部分がありまして、提案等も少ないのですが、できる限り市民に対して都市計画課のほうで木の苗を配ったりということも行っておりますので、そういった部分を拡大する等、少しでも今の取組にプラスして来年度取り組んでいけるように、調整のほうは今後していきたいと思えます。

（竹田）そういう点から言うと、例えば屋敷林を持っておられる方が相

続税が発生して折らざるを得ないとかというところでは、北本のように非課税にするとか、免除するとか、そういう課税上の問題というのは今お考えが持てるかどうか、伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）その部分に関しまして、現在のところ検討はしておりませんが、そういった事例も今後調査して、検討のほうはしていきたいと思います。

（竹田）都市宣言によって、それを推進する課というのにも必要だというふうに考えるのです。以前花みどり課ってありましたよね。花と緑を推進するのだとあって、花みどり課つくったのですが、いつの間にかなくなってしまうと、今花と緑の都市宣言を行おうとしているのですが、これを推進するというのは、審議会の中でも総合政策課がコーディネートとして進めるというふうにおっしゃっていましたがけれども、花みどり課ってなぜなくなったかというのは、聞いてもお答えできる方いないのですね。そうなのです。私が言いたいのは、もしそういうことだったら、鴻巣市の新市総合計画の中にも「花かおり 緑あふれ 人輝くまち」ってずっとうたい続けて、そのとき花みどり課ってつくったのにもかかわらず、いつの間にかなくなって、また花と緑の都市宣言をしようということだから、やっぱりそのまちのありようを示すというところが非常に大事なことだと思うのですけれども、それを実行する、推進する機構改革を行う、行政組織をつくっていくというのが大事だというふうに思いますので、これを推進するのはどこの課になるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）委員がおっしゃったとおり、まさにそういった意見が審議会でもありました。宣言をするに当たりまして、花と緑の取組に対して集約して、継続して推進することのできる担当が必要ではないかと、そういった市の組織体制を整えてもらいたいというような意見もございましたので、今現在花の取組については商工観光課のほうで所管となっておりますが、市民にも分かりやすいように、それから宣言をして事業を実施していく以上は、集約をする部署というのは必要だと思いますので、今後、条例ではございませんが、規則になる部分ですが、検討して、組織のほうは整えていきたいというふうに思っ

おります。

（竹田）商工観光課がやって、夏の暑い時期に商工観光課の職員の方は朝早く来て、毎日毎日水やりをしてやって、本当に頭が下がる思いだったのですけれども、そこも商工観光課だけではなくて、全庁を挙げて、例えば商工観光課の職員が毎日毎日水やりをするのをシェアしてやって、全庁の取組にして職員の意識を変えるということも私は大事かなというふうに考えますが、その点はどうかお考えでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）一部ではなくて全庁の取組ということも今後検討していきたいと思えます。

（竹田）最後です。ちょっと私の質問の中で花や緑を守り、この説明文の下から2行目のところに花や緑を守り、育て、生かしながら、全ての人々が健康でいきいきと暮らすというふうになっていて、花や緑を生かしながら全ての人々が健康でいきいきと暮らすということの、このフレーズというか、願いであるということは分かるのですけれども、健康でいきいきと暮らすというのは、花や緑を育てれば全てが解決するわけではないというふうにちょっと私は思ったものですから、このくだりの辺はどのように受け止めればいいのかということが1点目と、全ての人という、この「全」という字なのですけれども、青少年健全育成条例の中には平仮名で「すべて」と書いてあるのです。都市宣言をするに当たっては、そういう言葉の表現というののもちょっと配慮する必要があるのではないかとこのように考えますが、その点で伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、全ての人々の部分でございますが、市の最上位計画である総合振興計画に定められている将来都市像の基本理念として、全ての人々が快適に、かつ夢と生きがいを持って暮らすことのできる活力のあるまちを市民みんなでつくと掲げておりますので、全ての人々が健康でいきいきと暮らし続けることができるまちを目指すとしております。

また、この全ての、漢字か平仮名かという部分については、今ちょっと分かりかねますので、調べたいと思えます。

（竹田）やはり都市宣言は、よく同じようにしたほうがいいのか、上位

との関係がありますので、そろえていただきたいなと思う。

最終的にはコウノトリとの関係では、非常に緑豊かな田園だからといってコウノトリが来るわけではなくて、農家の人のご協力でドジョウがいたりとか、いわゆるそういうものがない限り、コウノトリというのは育たないわけで、近隣との関係ではどうなのでしょう。よく他の議員が聞いていますけれども、北本や桶川やいろいろなところがあって初めて低農薬というか、ドジョウが育つような環境にするのには非常に難しいのかなというふうにはちょっと私は受け止めているのですが、その点での方向性というの見えるものなのかどうか、伺っておきます。

(市長政策室副室長) 今の委員さんのご質問ですけれども、コウノトリが広域で行動範囲が広いというところからのご質問だと思うのですが、やはりそここのところはコウノトリを所管している部署のほうでそこはしっかりと考えていただけるものかと思っております。

以上です。

(竹田) そのご答弁おかしいのではない。だって、提案説明の中に、この緑豊かな自然を守り、育て、次世代に継承していくためにコウノトリの飼育、放鳥により、人にも生き物にも優しいコウノトリの里づくりを展開します。実際に所管するのはあれだったとしても、この提案をしているのは総合政策課でしょう。だから、その部分で所管課に任せますというのは、この説明文を書いた人たちの責任を果たしていないと私は受け止めますが、この提案説明をした人がちゃんとこの中身でお答えいただきたいというふうに思います。

(市長政策室副室長) そちらの担当部署のほうに丸投げしているとかと、そういうことではなくて、あくまでもコウノトリの里づくり事業というのをしっかりと今環境課のほうで推進しています。他市との連携ということであれば、そここのところはその部署でしっかりと考えていただいているということを私のほうは申し上げたかったというところでご了解いただければと思うのですが。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(加藤) 今回花と緑の都市宣言、説明文も含めてアナウンスをしっかりとされて、それを読みながら、より理解度が増すのだと思います。個人的にはこの鴻巣というのが東京から50キロ圏内の中で、今まで自然増、社会増の中では社会増が比較的いろいろな努力によって保たれてきたと思っております。そうした中で、例えば東京都にお住まいの方が、例えば結婚されて、ではお子さんが生まれてくる、今度住むところを考えるに当たって、では鴻巣、自然、東京50キロで通えるなど、そしてまた自然や緑や花やということで、環境的にはそういったところをちょっとPRしてというような戦略的なところにおいても、私は今回結構気張ったというか、頑張っただけという感じはしております。坂本晃委員からのお言葉も、私非常に賛同できる場所があって、宣言したからにはいろんな努力をして、より「そうだね」と言われるようなところも期待しておりますけれども、本当に決意の表れだと思っております。そういう意味で、今回花と緑ということで都市宣言を新たにしていって、決意を新たにしているのだなというような実感をかなり感じますので、私はそういう意味でも賛成をするところでございます。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成討論はございますか。

(潮田) 議案第93号に賛成の立場で討論させていただきます。

鴻巣は花のまちであります。鴻巣市はどんなまちと聞かれたときに、花のまちと子どもたちも、また大人たちも声をそろえて言えるようなまちになることを望んでおります。このたびこの花と緑の都市宣言によりまして、より多くの市民の方が鴻巣市は花のまちであるということ言葉をにし、また目にし、人にも語れるような市になることを大きく期待させ

ていただきまして、賛成といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第93号 「花と緑の都市宣言」について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(加藤) それでは、これも通告メモをお渡ししてありますので、それに沿って聞かせていただきたいと思います。

まず、25ページの行政情報発信事業の中で、ライン拡張機能によって市民に必要な情報提供という、これが向上するのだと思うのですが、市民への必要な情報提供の視点で向上していく点、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

(秘書課長) 10月26日から開始しましたラインにつきまして、議員の皆様登録いただいているかと思うのですが、その中で今現在市の情報を発信するのみという形になっております。その下部に6個のボタンがあるかと思います。そちらのほうを活用する中で、ラインの受信設定をしていただく際、年齢や居住地域、あと関心のある事項等を登録いただきます。それがセグメント登録と申しますけれども、そちらに登録いただければ、その関心のある内容についてのみ情報発信をすることができ、全ての情報を発信しなくなります。全ての情報を発信いたしますと、多くの情報が発信されるため、不要な情報も発信する形になりますので、そ

のために着信拒否ですとかということも多くありますので、そこら辺で個人個人に合った情報を提供できる形になります。これがメリットだと思います。

（加藤）イメージがつかしました。情報化社会だと情報過多の懸念もあるので、そういう意味でカットしてしまう人がいると、そういうことで、ユーザーに対しては絞ってアナウンスということ、ユーザーフレンドリーな側面が出るかなというのが理解できました。

では、2問目です。もしかしたら1問目と重複するかもしれないですけども、議案調査の段階でちょっとご説明を簡単にいただいた事件で、リッチメニューという用語、出てきたのです。このことについてちょっと説明をいただければと思います。

（秘書課長）先ほど少し申し上げましたラインのページの下の6つのボタン、こちらのほうがリッチメニューというもので、こちらによく市民の窓口のほうで問合せをいただく内容や、市ホームページでよく閲覧されている内容について、そちらのほうに項目を細かく設けまして、あらかじめシナリオというか、選択できるように登録のほうをさせていただきます。その中で、個人の方たちが自己で、自己開設できるような促しをすることでリッチメニューという形になっております。

以上です。

（加藤）説明を受けて、その部分総称してリッチメニューと呼んでいるわけですね。よく分かりました。

それでは、同じ25ページのシティプロモーション推進事業のほうに移らせていただきたいと思います。質問の通告では30秒程度の動画ということで、子育て世代をターゲットにするというところだったのですが、私のちょっと理解不足だったのですが、今説明を受けて、本市が非常に先進的に取り組んでいきます教育ICT環境の整備の取組というところをアナウンスしていくのだということですね。ただ、30秒なので限られているので、どんなところにその30秒ターゲットを当てて、うまくお伝えしようとしているのかということ、言える範囲でちょっと教えていただければと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 今回の動画制作業務につきましては、教育ICTに特化した内容としまして、鴻巣市の学校教育がすごい、鴻巣市ではこんな先進的な教育が受けられる、そういったイメージを持ってもらえるような動画を制作していきたい。また、できる限り鴻巣市のシティプロモーションという部分も絡めていきたいと思っています。

(加藤) 出来上がるのを楽しみにしております。

それでは、ちょっと4問目行きます。全体では5問あるのですけれども、4問目行きます。今お話しいただいたことを含めて、これはユーチューブなどでも配信を予定しているというふうに伺っておりますが、国の省庁なんかでも、最近ユーチューブでいろいろなことをお示しするというのが出てきていますね。ニュースなんかで有名になったのは、農水省ですか。農水省のどこかの局でそういうのをやっているということで、時代に合わせてユーチューブのアナウンスというのも必要だと思うのですけれども、今回の議論の中でその辺の今後の未来形の中で、こんなことも今後取り組むことがありかなとか、そんな議論があったら参考までに聞きたいなと思っています。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 今回特定の取組に特化した動画を制作、発信するというのは市として初めての試みとなりますので、まずはその効果を検証しまして、また今後DXを進めていく中で、アンテナを高くしまして、国の動向や先進事例、そういったものを注視しながらPR戦略を立てていきたいと思っています。

(加藤) 初めてのトライアルということですので、その中で検証して、こういうところに効果あるなど。ただ、労務が過剰に多くなっても大変なので、その辺をいろんな角度から御覧いただき、次の発展形の見解をまた楽しみにしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、同じ25ページの窓口業務電子化推進事業です。これにつきましても、若干議案調査の中でお聞きしたところではあったのですけれども、その中でRPAという用語がたしか出てきたかなと思います。これは何かロボティック・プロセス・オートメーションというのですね。人間がコンピュータを操作して行う作業



をソフトウェアによる自動的な操作によって代替することとされているのですけれども、非常に調べてもなかなか概念としては分かりづらいのです。今回市民課の業務のところでそこをはめて、ちょっとトライアルを模索しているわけですね。実際のところではどんなところがロボットの力、人工知能的なところも半分ぐらいあるのでしょうかけれども、どんなところでその能力というか技術を使おうというイメージなのか、ちょっと教えていただければと思います。

（情報システム課長）現在事業者やシステムの内容は決定しておりませんので、基本設計の案に基づいてお答えさせていただきます。

今回のシステム構築における基本設計案として、待たない窓口を掲げております。手続に要する時間を短縮するため、市民課窓口における証明発行業務につきましては、RPA、ソフトウェアによる業務の自動化などのICT技術を活用することを想定しております。職員は、新たに導入する窓口システムを操作し、来庁者の住所や氏名を入力、またはスキャナーやOCRで情報を読み取り、また窓口でのヒアリングにより、必要な証明書の交付申請書を作成いたします。RPAのソフトウェアは、窓口システムによる交付申請書の印刷が実行されるタイミングで総合行政システムを自動的に操作し、来庁者の必要とする証明書の発行処理を実行いたします。

窓口のやり取りのイメージとしてちょっと考えていただきたいのですが、職員が窓口システムを操作して必要な事項を入力後、証明書発行申請書を印刷し、来庁者に申請書の内容、住所であったり、氏名であったり、必要な証明書、必要な枚数などを確認いただいて、内容に間違いがなければ申請書にサインをいただく、そういった作業をしている間に、RPAのソフトウェアにより自動的に必要な証明書が発行されている状態となっております。職員は、発行された証明書が署名された申請者のものであるかを確認し、間違いがなければ証明書を発行し、窓口での手続は完了となります。RPAなどのICT技術を活用することによりまして、窓口における手続に要する時間を短縮し、待たない窓口が実現できるものと考えております。

以上です。

（加藤）今ご説明を聞いて、半分イメージが湧いたような感じなのですが、けれども。半分です、すみません。

私マイナンバーカードを持っていて、住民票、印鑑登録などかなり取る機会があって、コンビニでやってすごく助かっています。今の話聞くと、ちょっとそれと人を介するという意味でいうと、半分半分ぐらいなのかなと思っています。例えば市民課のほうに行くと、本人の認証というのがありますよね。本人が本人であること、その人に出していいかというところが、何かちょっと少しオートマチックになったりしそうだという感じがしています。例えば本人に、要は窓口のところで書いてもらうイメージなのか、それともその人、例えばマイナンバーカードを持っていると、かざして読み込んでくれる的なものなのか、ちょっとどっちか、それ最後もう一回聞きたいと思います。

（情報システム課長）今回構築いたしますシステムにつきましては、コンビニ交付であったりとか、そういったものを使わずに、市民課の窓口に来庁されて手続をされる方の手続について簡素化、自動化することを考えております。実際今現在は、来庁者は記載台で申請書に手書きで住所、氏名、生年月日、あとは必要な例えば印鑑証明3通欲しいとか、そういった形のものを書いて、窓口に提出して、その証明書の発行を待つような形の仕事の流れ、業務の流れになっていると思います。今後は、今回導入を予定しておりますシステムにつきましては、身分証明書、例えば運転免許証であったりとかマイナンバーカードをお持ちの方であれば、スキャナーやOCRによって、住所の情報であったりとか氏名の情報を読み取ることができる。来庁者は、申請書には一切申請事項は記載はしない手続の流れになります。唯一来庁者が書くのは、自動的に新しいシステムから出力された、例えば印鑑証明交付申請書の内容が自分のものの住所と名前が合っていれば、そこに自分の名前を書くだけ。名前を書くだけの処理になります。窓口で対面でその処理を行いますので、聞き取りをしながら、非常に複雑で分からないような内容であっても、職員がこれはこういった形でするよという確認をしながら作業

を進めていきますので、来庁される方が特に知識がなくても、窓口の職員が対応してくれますので、申請の内容については多分間違えない形で進められると考えております。

以上です。

（加藤）そうすると、市役所の市民課のところにはマイナンバーカードで発行できる機械もあるではないですか。それで、ただ、いろんな将来形があるのですけれども、その中間的な感じを受けました。非常にここもユーザーフレンドリーな感じがいたします。一応今話を聞いて、懸念としては、免許証とか、マイナンバーカードとか、むき身で持っている、汚れてしまっていて読み取れないみたいなやつのところ、これですよねと出した住民票が違う人のみたいにならないような、そういったセーフティーネットになることが、多分保たれていると思うのですけれども、そういったことをちょっと今後私もアンテナ高くしながら注視してみたいなと思います。

私の疑問点は以上でしたので、終わります。

（潮田）まず、9ページ、先ほど説明をいただきましたので、課長からの最初の説明がありましたのでなののですけれども、廃止のところ、財務会計システム更新事業、要はこれはその必要がなくなったから廃止をする。次にこれが必要になるときというのはいつになるのでしょうか。

（財政課長）今後の取組についてご説明させていただきます。今回1年間保守延長ができましたので、令和5年度予算入力から令和9年度決算処理まで可能なシステムを今後導入する形になると思われま。その場合ですと、改めて令和3年度の、今度は当初予算にきちんと計上させていただきまして、債務負担行為をご審議いただくこととなります。

以上です。

（潮田）分かりました。続きまして、10ページのコンビニエンスストア等収納代行業務委託変更の件、これも説明いただきましたけれども、新たな収納方法という話がありました。電子マネーの決済を増やすということでありましたけれど

も、具体的にどういったものを増やす予定なのか伺います。

（会計課長）今のご質問なのですけれども、今現在既存のコンビニエンスストア等収納代行業務委託では、コンビニエンスストアの店舗とモバイルレジ、ペイビーというのが今現在の収納方法です。それに加えて、今予定としましては、提案がされているのがペイペイとラインペイ、この2種類を増やす予定でございます。

以上です。

（潮田）そうすると、これはいつからこのペイペイとラインペイがスタートするというふうになるのでしょうか。

（会計課長）令和3年度の納税納付書から対応させていただきます。

以上です。

（潮田）分かりました。

そうしましたら、次、25ページになります。先ほどの課長からの説明で、ラインの拡張機能導入業務委託の件、分かりましたけれども、これ4つあったかな。受信設定の件の属性の入力であったり、リッチメニューを増やすとか、あとすみません、これが4番目だったかな。写真位置情報を投稿できるというものが、本会議のときの説明だったのでしょうか、あったかと思うのですけれども、これがどういうことなのか、ちょっと確認をしたいと思っております。

（秘書課長）今回の拡張システムの関係で大きく4つございます。先ほど申し上げましたセグメント登録、あとリッチメニュー、あとシナリオ登録、あとはもう一つ通報機能がございまして、今潮田委員からおっしゃったのは通報機能だと思います。今現在、担当部署と調整中なのですが、こちら写真撮影していただきますと、現場の写真が送れます。あと、位置情報、地図情報とも連携しておりますので、位置情報も一緒に送っていただくことが可能です。この通報システムによりまして、市民の方の電話での連絡、あと地図上のそこら辺の情報は必要なく、職員のほうが即座に現場のほうに向かうことができますので、そこら辺で大きな事務の効率化も図られることが大きいと思います。

以上です。

（潮田）ということは、例えば道路の亀裂であったりとか、危険箇所とかの通報というか、それを市民の方から、これ今まで議会でも何人かの議員が質問しておりましたけれども、その形がこのラインでできるということによろしいのでしょうか。

（秘書課長）はい、そのとおりです。

（潮田）これに対して大変期待をしておりますけれども、実際これはいつから始まるのか伺います。

（秘書課長）今回の補正予算がご承認いただければ、来年3月の開始を目標としております。

以上です。

（潮田）分かりました。今ちょうど今日の休憩時間のときにも市民の方から問合せがありました。PCR検査の医療機関が12月1日公表になって、私も市のほうのラインから来たものを、またなおかつその中で切り取りをして、自分のタイムラインでも載せたのですが、実際には皆さんなかなか探すのが大変なようなのです、今。なので、せっかくタイムラインでラインの公式アカウントでやるのであれば、今市民の皆さんにとっては、発熱したときにどこに問合せをしたらよいのかというのが一番の注目のところだと思うのです。現在の公式ラインアカウントでコロナ関連というふうにやりますと、今罹患している方の人数とかいうのが出てきますけれども、それも大事かもしれませんが、今市民にとってコロナ関連で知りたい情報というのは、医療機関、コロナ関連である発熱のときに知りたい情報であるかと思えます。そういった、何を載せるかということについては、どこで話し合いをし、どういうふうに決定をしているのでしょうか。

（秘書課長）担当課と調整をいたしまして、市民の方がどこに注目されているかということを検討しながら、リッチメニューのところから入っていただいて、そこにホームページにリンク張るようにさせていただきたいと思えます。

（潮田）ぜひともその部分に、皆さんにとって今必要な、一番必要な情報というものをアンテナを高くしていただきたいというふうに思いま

す。

続きまして、庁用バスの運行の、同じ25ページです。庁用バス運行委託料のところになりますけれども、今回670万の減額でありますけれども、本来これは年間どのくらい使うものなのか。この委託料の670万の減額というのは、事業者にとっては大変に痛手かと思っておりますけれども、委託契約の相手先との話し合いがどのように行われているのか伺います。

(財務部参事兼資産管理課長) 庁用バスの件ですが、令和2年度当初、100台の運行を予定しておりました。しかしながら、新型コロナウイルスの関係で各種イベントが中止となり、現在年度末までに運行が予定されているのは11台、89台の減という形になっております。また、委託会社との調整等につきましては、本契約、単価契約と、1台運行して幾らと、掛ける運行台数での支払いという形になっております。4月の契約当初から新型コロナウイルスの影響については委託業者と話し合いを行い、7月に、そして今回10月の月上旬にこの変更となる台数をお伝えし、両者合意を得た中で減額の補正を上げさせていただきました。

以上でございます。

(潮田) これはどうにもならないというか、大変につらいところでありましてけれども、仕方がないのでしょうか。これについての救済というのはなかなか難しいのかなというふうには思います。

確認ですけれども、これは市内の業者ではないということによろしいのでしょうか。

(財務部参事兼資産管理課長) 現在委託先につきましてはエムエス観光さん、川越市の業者になっております。

(潮田) 今川越市のほうのですけれども、毎年これは入札か何かでやっているのですたっけ。どういった形でこの業者を決めているのでしょうか。

(財務部参事兼資産管理課長) 庁用バスにつきましては4月早々から運行ということになりますので、見積り合わせ、見積りを徴取しまして、競争していただき、一番市にとって有利な条件を示していただいた業者と契約を締結しているという状況でございます。

(潮田) 続きまして、シティプロモーション推進事業のほう、先ほども説明がありました。子育て世代を中心に30秒の学校教育のICT化の、これは本当に鴻巣市のはすごいことで、素人にはよく分からなくて、この業界からしたらすごいことなのだそうなのですけれども、それをどういった媒体でこのシティプロモーション動画を示していくのか、ちょっとそこら辺がよく分からないのでお聞きいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 動画の見せ方ということで、当然市のホームページのほか、SNSの市の公式アカウントからの発信となります。拡散方法については、シティプロモーションのリーフレット「このすLIFE」、それから職員の名刺、そういったところにQRコードを掲載するほか、観光大使等にインフルエンサーになっていただいて発信をする。それから、このすシネマでの映画上映前の広告上映、そういったものも検討しております。

(潮田) デジタルサイネージとか、駅のところでもやっていくということでもよろしいでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) そちらも取り入れていきたいと思えます。

(潮田) 窓口業務電子化推進システムの件でございます。これは先ほども説明がございました。深谷市に視察に行かせていただきまして、大変にすばらしいのを見てきました。もう全く並ばなくて済むという形になっておりましたけれども、今鴻巣市のシステムというか、建物の性質上、本庁舎で一回待っていただいて、新館に順次送るという形ですけれども、今回これを導入することで、今のやり方というの、待っている場所、それが解消できるというものなのではないでしょうか。

(情報システム課長) 今現在、本市の市民課の受付窓口の混雑具合や新型コロナウイルスの感染症拡大防止策である密の解消を含めまして、今回新たなシステムの導入を検討しておるところでございますが、新たなシステムを導入することによりまして、窓口にかかる時間の短縮を目指しております。その結果、密の解消等にも寄与するようなシステムを構築したいと考えております。

以上です。

（潮田）確かに深谷市に行ったときには、書く記載台も全く置いてありませんし、行った方が窓口に行く、それでOCRで読み込んでという、すばらしい、いいなというふうに思いました。ただ、ちょっと心配だったのが、聴覚障がいの方が来庁した場合、今までであれば、紙に書きましたので、聴覚障がいがあっても手続にそれほど問題がなかったかなと思うのですけれども、OCRで読み込むまでは同じで別にいいと思うのですが、相対で、これはあなたので大丈夫ですかというようなところの部分、言葉で職員と相対する部分があるかと思うのですけれども、そういうことについて、たくさんの内容ではないですから、その担当職員の方がある程度決まった手話ができればそれでもいいと思うのですけれども、そういった対応というのはどのようなふうにしていくのでしょうか。

（情報システム課長）システムの導入によって全て問題が解決するとは思っておりません。市民課の実際の業務フローの見直しが必要であったりとか、今までやっていた手続、手順が本当に正しかったのかどうか、もう一回検証する必要があると思っております。今回聴覚障がい者等の申請につきましても、事務の流れとしましては、今までは記載台で申請書を書いて、番号札を取って、席に座って待っているような流れになっていたと思いますが、今後システムが入った場合には対面でのやり取りになりますので、まず番号札を取るような形になります。番号札を取って呼ばれた方は、順次職員がいます窓口カウンターのほうに出向いて、手続、今日はこういった要件で来ましたというような形で手続のほうを進めていく形になります。その際、聴覚障がい者の方についての対応も、市民課の窓口のほうで手話等経験者、あとは理解できる職員のほうの配置等も含めまして、対応できればと考えております。

以上です。

（潮田）これは、いつから導入できるというふうに計画をしているのでしょうか。

（情報システム課長）令和3年度中の稼働を予定しております。

（潮田）分かりました。



確認です。現在では、これ本庁舎新館だけということ、本庁舎というか、ここだけ、支所への導入は考えているのでしょうか。

(情報システム課長) 最初に本庁舎の市民課の窓口で実証実験を兼ねてスタートさせてみたいと思います。それによりまして、どのぐらい来庁者の窓口でのかかる時間の短縮ができたとか、そこら辺の実証を確認しながら、順次ほかの課、横展開をしてみたりとか、支所での運用なども今後考えていきたいと考えております。

以上です。

(潮田) 今の説明によりますと、窓口業務電子化推進システムの中には市民課だけを想定しているのかなというふうな印象を受けたのですが、今回の令和3年の間にスタートするのは市民課だけということになるのでしょうか。また、今後ほかの課で広げていく予定とかが、今分かっているものがあれば教えていただきたいと思います。

(情報システム課長) 今回導入するシステムは、まず市民課でスタート、ミニマムスタートしたいと思っております。運用状況を見まして、今後ほかの、子育て部門であったりとか、税務部門であったりとか、そういった部門の窓口でも活用できるような状況にあれば、そういった方面でも展開していきたいと考えております。

以上です。

(潮田) 29ページ、やさしさ支援課の……

(委員長) 潮田委員、すみません。ちょっと時間が1時間半以上過ぎてしまっているのですが、ここで申し訳ないのですが、暫時休憩させていただきたいのですが、よろしく申し上げます。

(休憩 午後4時25分)



(開議 午後4時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) 29ページのやさしさ支援課の相談事業でございます。オンライン相談事業、これが市民相談と消費生活相談のほうというふうに言っていたかと思うのですが、ズームが可能なのか。これセキュリティ

一ある程度きちっとしていないと困るものかなと、双方向ですので、困るかと思うのですけれども、相談する側はパソコンでなくてもスマートフォンでも可能なのか、まずお聞きしたいと思います。

（やさしさ支援課長）それでは、オンライン相談でズームが可能なのかのご質問ですが、今回導入する予定のシステムは、ズームではなくウェブエックスというウェブ会議システムを予定しております。

ズームではない理由なのですけれども、オンライン相談をやる上で、まずメールでURLを送ってアクセスをしてもらい、相談者を招待することになります。鴻巣市では、外部とのメールは課の、要するに組織のメールアドレスでやり取りをするのですが、ズームの場合、組織のアドレスでは利用できず、個人のアドレスでないと利用できないという点で、利用できないというところでウェブエックスを選択しております。

それから、相談する側は、パソコンでなくても、スマートフォンでも可能なのかというご質問ですが、パソコンでも、スマートフォンでも、タブレットでも可能となっております。

以上です。

（潮田）これは、顔が映らなくても、音声だけでも相談ができる形を取るのでしょうか。または、資料等を、相談のときってやはりこういったものが困るのですというような相談、相対するときには書類を持ってきたりとかすると思うのですけれども、そういった資料等を画像の中でやり取りができるというものになっているのでしょうか。

（やさしさ支援課長）事前にメールでお送りいただいて、メールですかファクス等で資料を頂くという方法もあります。オンライン相談を使ったときに、画面に見せて、見える範囲であればそのような対応も可能かと思えます。

（潮田）先ほど一番最初の説明のときに、申込みはメールでということでありました。そうすると、これは相談のある方がやさしさ支援課にまずはメールでやり取りをするという形になるのでしょうか。最初は電話でかけてくる場合もあると思うのですけれども、メールでアドレスを確認して、それに対して申込みをしたいということをや、またやさしさ

支援課からその相談はいついつだったら受けられますという返答をするという形。だから、あくまでもメールだけのやり取りで。電話もできるのかもしれないのですけれども、メールだけのやり取りでできるというふうに思ってよろしいのでしょうか。

（やさしさ支援課長）申込みにつきましては、やはり電話で相談日時の予約とともに、オンライン相談の希望を申し出ていただくことが必要かと思えます。メールでやり取りというのは、オンライン相談に入るときにURLを送るためのメールのやり取りとなります。メールアドレスを教えてください、そちらにURLを送って、相談者がそのURLをアクセスするということがオンライン相談の窓口に入れるという流れになります。

（潮田）そうすると、相談をしたい側のほうはご自宅でできますけれども、受ける側もやろうと思えば本来であれば庁舎まで来なくてもオンラインというのは本来できると思うのですけれども、ウェブエックスの場合はそうではなくて、相談を受ける側はあくまでも庁舎に来ることになるのでしょうか。

（やさしさ支援課長）相談員が在宅のまま応じることが可能かどうかという点につきましては、システム上は可能ではありますが、想定はあまりしておりません。その理由としましては、複数の相談を受ける中で、一日を通して全ての相談者がオンライン相談を希望することはあまり想定できないことと、予約なしで来所されたり、電話での相談もあることから、基本的には相談員は在宅ではなく市役所のほうに来庁して相談を受けるということを想定しております。

（潮田）この件については、それで了解いたしました。続きまして、同じく29ページになります。財政課、合併振興基金積立金の、これ確認ですけれども、今回の460万円によりまして、基金残高が幾らになるのか。今年度が最後だと思えますけれども、さらに基金を積み増しする考えはあるのか伺います。

（財政課長）12月補正後の残高見込みになりますが、約29億5,200万円となります。さらなる積み増しについてですが、合併振興基金につきまし

ては交付税措置のある地方債を借入れを行いながら、一般財源を上乗せして積立てをしております。今回の借入れが最終となることから、現段階では利子以外のさらなる積み増しは現在は考えておりません。

以上です。

（潮田）分かりました。これについては以上でいいです。

1点だけ、もう一つ、聞きそびれておりました。9ページのチャットボットのところです。一番最初になります。9ページの一番上の行にあります債務負担行為の追加の一番上、チャットボット導入業務、これについてちょっと詳細をお願いいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）チャットボットのほうは市ホームページのトップページに配置しております、市民からの問合せに対しましてAIが自動応答するもので、市民にとっては問合せの手段、電話やメールに加えて、このチャットボットということで手段が増えるということと、あとは24時間いつでも問合せをすることができますので、市民サービスの向上につながるものと考えています。また、電話等の従来の手段による問合せの減少につながりますので、業務の効率化という部分でもつながってくるかなと考えています。

（潮田）これは既にやっているものということによろしいでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）本年の4月から9月まで、6か月間実証実験のほうを行いまして、問合せのほう、総数のほうが2万4,579件、そのうち2万3,694件の96.4%の問合せに対して回答をすることができました。

（潮田）その問合せの中で特に多かった問合せというものはどういったものだったのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）4月から始めておりますので、やはり新型コロナウイルス関連、こちらが約55%を占めておりまして、次いでごみ、リサイクル関係が16%、手続、証明が8.6%と続いております。

（竹田）先ほどから他の委員も質問していますが、窓口業務電子化推進事業についてお尋ねをします。

イメージとしてよく分かり始めたのですけれども、ということは、今新

庁舎の市民課の窓口が主に住民票とかいろいろな手続を進めていますが、あそこの、これをする事によってレイアウトが変わってくるのかということがまず1点目、お尋ねします。

(情報システム課長) 導入するシステムがまだ決定されていないため、窓口等のレイアウト変更が必要になるのかどうかもまだ分からない状況でございます。

以上です。

(竹田) マイナンバーカードとか免許証があればというのですけれども、自分の身分を証明するものというのは、例えば免許証を持っていないとか、マイナンバーカードを持っていなければ、健康保険証とかお薬手帳とか、とにかく二重のもので今証明しながら自己証明していますけれども、そういう人の対応というのはこの電子化推進事業ではどのようなふうになっていくのでしょうか。

(情報システム課長) 運転免許証であったりとか、マイナンバーカードであったりとか、全国統一された様式のものであれば、スキャナーやOCRなどで情報を読み取ることができるのですが、そういった証明書をお持ちでない方につきましては、窓口で対応する職員がほかの身分証明書等を確認しながら、職員が情報を入力するような形で対応していく予定となっております。

(竹田) 続いて、職員の先ほどの期末手当の改定による全体の影響額というので丁寧にお示しいただいたのですけれども、ちょっと気になるのが、当初の職員の人数よりも、いわゆる正規職員が3人減っていて、それからあと再任用とか任期付職員が12人減っているということで、大変な中で皆さん頑張っていたということはこの数字を見ても分かるのですけれども、予想外に退職してしまったというのは、何か理由があるのでしょうか。

(職員課長) それぞれ具体的な個別の理由の詳細はお話しできないのですけれども、結婚に伴いまして遠くのほうへ引っ越しということ、それから違う職種に就きたいというふうな希望の者もおりました。主なものはそういったものが理由でございます。

(竹田) とにかく楽しく元気に明るく働いていただいで、市民サービスを向上させていただくということが非常に大事だというふうに思うのですけれども、個々にはそれぞれの理由があるのですけれども、そういう点からいうと、職員の労働環境をよくする、できる限り長く頑張っ働いていただくことは大事だと思うのですけれども、そういう職場環境について何か努力されていることはあるのでしょうか。

(職員課長) 職場環境の改善につきましては、年に1度ストレスチェックというのをやっております。このストレスチェックの結果につきましては、全体の評価に加えて、各所属においての評価というものが出されます。その中で、例えば周りの方のサポートですとか、上司のサポートですとか、仕事量ですとか、そういった部分がありますので、まず所属のほうでそういったストレスチェックの結果を活用していただいで、職場環境の改善につなげるというふうなことを行っております。

(竹田) 今おっしゃっていただいたことによって改善されているという評価がされてきているのかどうか、その点を確認します。

(職員課長) それぞれの職場におきまして、竹田委員からもご指摘ありました人事異動等がありますので、そういったところも加えながらというところでのストレスチェックの評価としましては、全国平均の100を下回る形で推移をしております。

(竹田) 今回の給与のところでの任期付職員とか、あと再任用、会計年度職員も20時間以上働いている人には、これ議決された後に検討するということですね。20時間以上働いている人たちについての一時金というのですか、支給月というか、支給の月数というのですか、それについてはどのように今後なっていくのかお答えください。

(職員課長) 会計年度任用職員の期末手当の支給につきましては、6か月以上の任期と、あと週20時間以上の勤務ということになっておりまして、その支給月数につきましては、会計年度任用職員の条例によりまして、一般職に準じる形となっております。週の20時間勤務の基準をもう少し下げるとかというふうな部分につきましては、今後の組合との協議というふうに考えております。

(竹田) ぜひこの少ない職員というか、定数内の非常に少ない中でフォローしながら頑張ってくださいっているので、そういう点ではぜひ支給の方向も含めてご検討いただきたいなというふうに思いますが、そういう方向というのは持てるのでしょうか、確認します。

(委員長) 竹田委員、今質問ですか。何かよく分からないのだから。

(竹田) では、伝え方が悪くてすみません。職員組合との協議によるというふうなことでしたけれども、20時間以下の人たちも含めて、ぜひこの8,139万7,000円がいわゆる予算からも少なくなっているわけですから、ここの部分を有効に活用しながら支給するという方向が持てるかどうか確認をしたいと思います。

(職員課長) 会計年度任用職員の給与の基準につきましては、まず会計年度任用職員、令和2年4月1日、今年度から実施した事業でございます。また、近隣等の状況も踏まえまして、今後の方向につきましては検討というふうなことで考えております。

(竹田) では、最後、19ページです。災害支援体制整備事業債ということで、これは歳出のほうにも出ているのですけれども、国の補助事業というのはないのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

(財政課長) 災害支援体制整備事業債についてのご質問ですけれども、こちら地方債になりまして、国の補助金とはまたちょっと違うものになります。国の補助金に関しては担当部署のほうで調べた結果、ないという形の話をお伺いしております。こちらの地方債の話をお伺いのほうで説明させていただきますと、こちらの地方債につきましては緊急防災減災事業債の活用を予定しております。そちらのほうの地方債は、充当率が100%、元利償還金が70%が交付税算入として国から措置される。こちらが国の支援としては我々は考えているところになります。

以上です。

(竹田) ということは、今回いわゆる独自の地方債で組んで、その後翌年度くらいには新たな国の補助金とか減債金も含めて活用するというふうな手続の仕方になるのかどうか確認します。

(財政課長) こちらの地方債、先ほど申し上げましたとおり、元利償還

金ですから、地方債、公債費です。公債費として返済したものに対して元利償還金額が確定してきますので、そちらに対して交付税として基準財政需要額に算入される形になります。

以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。よろしいですね。

(異議なし)

(委員長) これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製、文言の訂正及び委員長報告書<sup>書</sup>の作成につきましては、委員長に一任願います。

大変ご苦勞さまでございました。

(閉会 午後4時59分)